

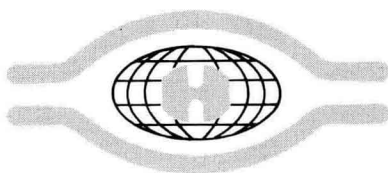
HEIBON
SHA'S
WORLD
ENCYCLO
PEDIA

世界 大百科 事典

6

カチーカン

平凡社



世界大百科事典 6

1981年4月20日 初版発行
1982年印刷
全36巻揃現金定価 145,000円

編集兼発行人 下中邦彦
発行所 平凡社
郵便番号102
東京都千代田区三番町5
振替東京8-29639番
電話03(265)0451番

本文用紙 十条製紙株式会社
グラビア用紙 山陽国策パルプ株式会社
多色オフ 見返用紙 日清紡績株式会社

本文写植製版 フォト印刷株式会社
本文印刷 株式会社東京印書館
グラビア製版印刷 株式会社東京印書館
多色オフ 株式会社光村原色版印刷所

クロース ダイニック株式会社
表紙箔押 斎藤商会
製本 和田製本工業株式会社

© 株式会社平凡社 1981 Printed in Japan

●見出しのつけ方●

《表音見出し》

1. 日本読みのもは〈現代かなづかい〉による〈ひらがな〉書きとし、促音・拗音は小字とした。ただし、お列長音は〈う〉、〈ち・づ〉は〈じ・ず〉とした。
2. 外国読みのもは、外来語を含めて〈カタカナ〉書きとし、長音は〈音びき〉(一)を用いた。略語は、とくに原語読みの普及しているもののほかは英語読みに従った。
3. 中国・朝鮮などの人名・地名は、慣用の漢字読みで出したが、現地読みに近い慣用読みのあるものはそれによった。
4. 日本語と外来語との合成語は、日本語の部分は〈ひらがな〉、その他は〈カタカナ〉とした。

《本見出し》

1. 日本読みのもは、〈漢字〉と〈ひらがな〉を用いた。〈ひらがな〉書きのもので、表音見出しとまったく一致するものは省略した。
2. 外国読みの項目には、原則として原語(あるいは語原を示す語)を入れた。ただし、ギリシア語、ロシア語その他、特殊な文字のもはローマ字におきかえて入れた。
3. 日本読みと外国読みとの合成したものは、〈漢字〉〈ひらがな〉〈カタカナ〉をあわせ用いた。

《項目配列の方法》

1. 表音見出しの五十音順とし、促音・拗音も音順にかぞえ、清音、濁音、半濁音の順序とした。
2. 〈音びき〉(一)のあるものは〈音びき〉のないものの後にした。
3. 同音のもは、おおよそつぎのような順序で配列した。
 - a. 表音見出しの〈カタカナ〉→〈ひらがな〉。
 - b. 本見出しのないもの→〈カタカナ〉のもの→〈ひらがな〉のもの→漢字のもの。
 - c. 本見出しが漢字のもは、第1字目の画数の少ないものを先にし、第1字目が同字のもは順次第2字以降の画数による。
 - d. 同音同字のもでは、普通名詞→固有名詞。
 - e. 外国人名では、ファミリー・ネーム(同一の場合はパーソナル・ネーム)のアルファベット順。
 - f. 日本地名では、自然地名→行政地名→その他の地名。

●文体と用語・用字●

1. 漢字まじり〈ひらがな〉口語文とし、かなづかいはおおむね〈現代かなづかい〉に従い、漢字は原則として当用漢字を用いた。ただし、原典の引用、固有名詞、歴史的用語その他は例外として扱い、必要に応じて()内に読みがなをつけた。
2. 動・植物名、元素名、化合物名、鉱物名で当用漢字のないもの、日本神名および〈カタカナ〉を慣用としている特殊の語は〈カタカナ〉書きとした。
3. 年代は、原則として西洋紀年を用い、必要に応じて日本・中国その他の暦年をつけた。
4. 度量衡は、原則としてメートル法を用いたが、慣用に従って尺貫法、ヤード・ポンド法を用いた場合もある。

●外国語について●

1. 欧文の地名・人名については、可能なかぎり現地読みに近いものをつたが、慣用の読み方に従って例外としたものも少なくない。
2. ギリシア語、ロシア語のローマ字への置きかえはつぎのようにした。
 - a. ギリシア語
η=e ω=o χ=k χ=ch
 - b. ロシア語
а=a б=b в=v г=g д=d
е=e ё=yo ж=zh з=z и=i
й=i к=k л=l м=m н=n
о=o п=p р=r с=s т=t
у=u ф=f х=kh ц=ts ч=ch
ш=sh щ=shch ь=' ы=y
э=e ю=yu я=ya
3. 上記のほか、欧文の地名・人名の〈カタカナ〉による表記は、おおむねつぎの基準に従った。
 berg〔スウェーデン〕〈ベリー〉 Strindberg ストリンダー
 cu〔スペイン〕〈クァ・クィ・クエ・クォ〉 Ecuador エクアドル
 d〔独〕語末では〈ト〉 Wieland ヴィーランド
 de〔仏〕〈ド〉 de Gaulle ド・ゴール
 dou〔仏〕〈ドゥー〉 Doumer ドゥーメル
 du〔英・仏〕〈デュ〉 Durand デュラン
 ； Dumas デュマ
 du〔独〕〈ドゥ〉 Durst ドゥルスト
 er〔英・独〕語末では〈アー〉 Parker パーカー； Herder ヘルダー
 g〔独〕語末では〈グ〉、ngは〈ング〉、igは〈イヒ〉 Hamburg ハンブルク； Lessing レッシーグ； König ケーニヒ
 gn〔仏・伊・スペイン〕〈ニャ・ニュ・ニエ・ニョ〉 Auvergne オーヴェルニュ； Bologna ボローニャ

gu〔伊・スペイン〕〈グァ・グィ・グェ・グォ〉 Paragui パラグアイ
 ia〔一般〕語末では〈イア〉 Asia アジア
 io〔伊〕〈ヨ〉(拗音) Boccaccio ボッカッチョ； Giorgione ジョルジョーネ
 j〔スペイン〕〈ハ行音〉 Juárez フアレス
 je〔一般〕〈イェ〉 Jena イェーナ
 ley〔英〕〈リー〉 Huxley ハクスリー
 ll〔スペイン〕〈リャ・リョ〉、南アメリカでは〈ヤ・ヨ〉 Castilla カスティリャ； Trujillo トルヒョ
 oi, oy〔仏〕〈オワ〉 Boileau ボワロー
 pf〔独〕〈プ〉 Pfizner ピッツナー
 ph〔ギリシア〕〈フ〉 Aristophanes アリストファネス
 qu〔伊・ラテン〕〈クァ・クィ・クエ・クォ〉 Quirinius キリニウス
 ray〔英〕〈レー〉 Thackeray サッカレー
 son〔英〕〈ソン〉 Edison エディソン
 sp, st〔独〕語頭では〈シュプ・シュト〉 Spranger シュプランガー； Storm シュトルム
 stew, stu〔英〕〈スチュ〉 Stewart スチュアート； Stuart スチュアート
 swi〔英〕〈スウィ〉 Swift スウィフト
 thi, ti〔一般〕〈ティ〉 Thiers ティエール； Tiziano ティツィアーノ
 thu, tu〔独・ラテン〕〈トゥ〉 Tumlirz トウムリルツ； Tacitus タキトゥス
 thü, tü〔独〕〈チュ〉 Thurnau チュルナウ
 tou〔仏〕〈トゥー〉 Toulon トゥーロン
 tu〔英・仏〕〈チュ〉 Tunisia チュニジア
 v〔ラテン〕〈ウ〉 Vergilius ウェルギリウス
 v〔スペイン〕〈バ行音〉 Verasquez ベラスケス
 w〔独〕〈ヴ〉 Wagner ヴァーグナー
 x〔一般〕〈クス〉 Xenophon クセノフオン
 y〔ギリシア〕〈ユ〉(拗音) Dionysos デイオニッソス
 zi〔独〕〈チ〉 Leipzig ライプチヒ；ただし語頭では〈ツィ〉 Zimmermann ツインマーマン
 zi〔伊〕〈ツィ〉 Venezia ヴェネツィア
 zü〔独〕〈チュ〉 Zürich チューリヒ

●符号・記号●

《かこみと送り》

- 【 】 中見出し語をかこむ。
 [] 〈本見出し〉に出る動・植物の漢字および本文中の小見出し語をかこむ。
 < > 書名または題名をかこむ。

- 〈 〉 引用文または語句，とくに注意を
うながす語，書名または題名以外
の編または章などの表題をかこむ。
() 注の類，または読みがなをかこむ。
[] 日本地名の国・県・区・市・町・
村をかこむ。
⇨ 該当項目への送り
⇨ 参照項目への送り

《漢字略語》

国名・地名の略語を用いる場合は，つぎ
の13種にかぎって使用する。

アメリカ(米)；イギリス(英)；イタリ
ア(伊)；インド(印)；オーストラリア
(豪)；オランダ(蘭)；ソヴェト(ソ)；
中国(中)；ドイツ(独)；日本(日)；フ
ランス(仏)；モンゴル(蒙)；ヨーロッ
パ(欧)

ただし，戦争，会議，協定など特定の場
合にかぎって

アジア(亜)；アフリカ(阿)；オースト
リア(奥)；トルコ(土)；プロイセン
(普)；ロシア(露)

などの略語も用いる。

《科学記号または略符号》

a	アール
A	アンペア
Å	オングストローム (=10 ⁻⁷ mm)
A. D.	紀元後
atm	気圧
Auf l.	版
[α] _D ²⁰	比旋光度(20℃における ナトリウム D線に対し)
B.	湾
bar	バール
B. C.	紀元前
Bé	ボーメ度
BTU	英熱量
c	サイクル
C.	岬
℃	摂氏温度
ca.	年数の大略を示す。
cal	カロリー
Cal	大カロリー
cgs	絶対単位
cm	センチメートル(cm ² 平方 センチ，cm ³ 立方センチ)
const	定数
d	デシ(=1/10)
d ¹⁵	比重(15℃における)
d-	右旋
D.	砂漠
dB	デシベル
deg	度(温度)
dyn, dyne	ダイン
E	東経
emu	電磁単位
eV	電子ボルト

F	ファラッド
°F	華氏温度
ft	フィート(ft ² 平方フィー ト，ft ³ 立方フィート)
g	グラム
G	ギガ(=10 ⁹)
G.	湾
gwt	グラム重
h	時
ha	ヘクタール
HP	馬力
Hz	ヘルツ
in	インチ(in ² 平方インチ， in ³ 立方インチ)
I.	島
Is.	諸島(列島)
IU	国際単位
k	キロ(=10 ³)
K	絶対温度
kc	キロサイクル
kcal	キロカロリー
kg	キログラム
km	キロメートル(km ² 平方キ ロ)
kV	キロボルト
kW	キロワット
kWh	キロワット時
l	リットル
l-	左旋
L.	湖
lb	ポンド
lm	ルーメン
l. t	ロング・トン
lx	ルクス
m	メートルまたは分
m-	メタ
M	メガ(=10 ⁶)
Mc	メガサイクル
mb	ミリバール
mg	ミリグラム
mks	mks単位
mm	ミリメートル

mmHg	水銀柱の高さ(mm)
mol	モル
Mt.	山
Mts.	山脈，山地
mμ	ミリミクロン(=10 ⁻⁹ m)
μ	ミクロまたはマイクロ (=10 ⁻⁶)
μ	ミクロンまたはミュー (=10 ⁻⁶ m)
μμ	ミクロミクロンまたはミ ューミュー(=10 ⁻¹² m)， ただしmμをμμとも記す。 ナノ(=10 ⁻⁹)
n	屈折率(15℃におけるナ トリウム D線に対し)
n _D ¹⁵	規定，または北緯
N	号，または番
Nr.	オルト
o-	オンス
oz	ピコ(=10 ⁻¹²)
p	パラ
p-	半島
P.	水素イオン濃度指数
pH	ピーピーエム(=10 ⁻⁶)
ppm	メートル馬力
PS	川
R.	1分(時)(秒)間回転数
rpm(h)(s)	南緯
S	海
S.	秒
s または sec	ショート・トン
s. t	海峡
St.	トン
t	ボルト
V	ワット，または西経
W	オーム
Ω	生没年などの年数の両説 を示す。
/	パーセント
%	パーミル
‰	雄
♂	雌
♀	

《地図記号》

記 号	各 国 地 図	分 県 地 図
	国境	県境
	省・州・県境	
	鉄道	国鉄
	特殊軌道	私鉄
	運河	特殊軌道
	主要道路	国道
	パイプライン	鉄道連絡線航路
	首都	都道府県庁所在地
	主都(省・州・県)	市
	大都市	
	中都市	町
	小都市・町，その他	村・字，その他
	山頂	山頂
	峠	峠

注 その他慣用化している記号は適宜使用した

別刷図版目次

葛飾北斎	45～48
甲冑	65～66
桂離宮	83～86
神奈川	103～106
カナダ	123～124
狩野派	157～160
歌舞伎	177～180
鎌倉時代美術	245～250
カラヴァッジョ	331～332
ガラス工芸	349～350
岩石	599～600
漢代美術	625～626
ガンダーラ美術	635～636
カンディンスキー	645～646
観葉植物	695～698

から 価値 【経済学上の定義】価値という言葉は値(あた)いという意味でも使われる。しかし、経済学では価格と価値との区別をつよく意識しながら、この言葉を使うことがある(とくに経済理論においてそうである)。ものの値段に対して、ものの値うちを考え、これを価値とよぶわけであるが、ここでは、この意味の価値について説明する。値うちのない〈もの〉(財貨、商品)にはだれも金(かね)をださない。このように価値は、〈もの〉の属性、しかも価格の背後にあって価格をささえている属性である。この点に立ち入って説明すると、まず価格は、たとえばシャツ 1着600円というふうに金高であるが、これに対して、価値は貨幣的表現を離れたあるものであろうとする。つぎにまた、価格は相場であり、その時時の〈風の吹きまわし〉で偶然的に変動するかもしれないが、ものの値うちは、事情が根本的に変わらぬかぎり変わらないはずのものと考えられる。すなわち価格が現象的であるのに対して、価値は本質的・潜在的なあるものとして考えられる。価値という概念が経済学で演ずる役割も、以上のことから明らかになる。価値は価格の背後にあるものであるが、この価格は、いまの経済生活で中心的役割を演じている。オーケストラでは指揮者がふる指揮棒の動きに応じて成員はそれぞれ演奏するが、いまの経済のしくみのもとでの価格の役割も、その動きに応じてみな動き方がきまってゆくという点では、指揮棒の動きと同じである。そこで、価格がどのようにして定まり、どのようにして動くかがきわめて重要な問題となるが、この価格の説明にあたって、当然その背後にある価値が問題となってくる。したがって、経済理論ではしばしば〈価値論〉または〈価値理論〉の名のもとに、資本主義経済における価格形成機構の本質ないし統一的説明原理が展開されることになる。しかし〈ものの値うち〉という言葉は、ややあいまいである。〈葉の値うち〉といえは、その葉のききめのことと思うかもしれないが、〈この葉の値うちは高い〉といえは、普通、貧乏人にはなかなか手がだせぬ葉と考える。このように使用者の立場からみた価値と売買する者の立場からみた価値とが区別されるが、イギリスの古典派経済学では、前者を使用価値、後者を交換価値とよんだ。いまでは前者を効用、後者を価値というより方が普通である。もっとも、この場合価値というのは、交換比率ないし相対価格とだいたい同じである。毛のシャツが綿のシャツに比べて2倍の値段をもらえば、その交換比率ないし相対価格は2:1になるが、これが〈綿シャツで表わした毛シャツの価値〉である。

【費用と効用】〈ものの値うち〉というとき、まず頭にうかびやすいのは、そのものの役だち・はたらき・効用、すなわち使用価値である。しかし、ここに一つの事実がある。ダイヤモンドは高いが、水は有用さにおいてダイヤモンドに劣らぬにかかわらず、たいていのところで無償で入手できる。アダム・スミス以来、古典学派の経済学者はこの〈効用と価値との間の矛盾〉に着眼して、価格を裏づけるものとしての価値は使用価値ではな

いとした。つまり、効用から価値を説明することを断念したわけである。他面、取引される財貨はたいてい諸産業がつくりだした生産物である。人間の辛苦の結晶というわけである。こういうところから古典学派の経済学者は、その財貨の生産にどれだけの費用、とくに労働が投下されたか、この費用、とくに労働の分量によってその財貨の価値は定まると考えた。〈労働価値説〉がこれであり、とくにリカードにおいて体系的に展開された。実際、現実の経済においても、ある財貨の市場価格は一時的にはその生産費以上または以下になりうるが、自由な競争が許されるかぎり、結局において利潤または損失は消滅し、価格は世間なみの利潤を含めた生産費におちつく(いわゆる〈費用法則〉)。投下された労働が価値を定めるということは、こういう形で価格に表われるわけである。

さて、古典学派の経済学者は、上記の〈効用と価値との矛盾〉にもとづいて、効用から価値を説明することをあきらめた。しかし水の場合でも、あり余るほどあるところでは無償で得られるが、水のない砂漠ではもちろん貴重である。このようにして効用は使用に供される財貨の分量によって左右され、追加された1単位から得られる効用——これを限界効用とよんでもよい——は遞減するのが普通である(〈限界効用遞減の法則〉)。こういう事実の観察にもとづいて、1870年代からヴィーンのC.メンガー、イギリスのW.S.ジェヴォンズ、ローザンズのL.ワルラス、ケンブリジのA.マーシャルなどをはじめとして、財貨の価値は〈その財貨に対する経済主体の欲望とその財貨の供給量との間の関係〉から定まるとし、このようにして価格を説明しようとする学説、すなわち〈限界効用学説、主観価値学説〉などよばれるものが、だんだん有力になってきた。この新しい立場は——いま、広く行われている形でいえば——その体系化のために、このほかいくつかの着想を伴っている。たとえば石油の市場と石炭の市場とは密接な連関をもっている。石油があれば、たいていの場合、石炭が騰貴する。このような市場の連関、価格の間の連関は、立ちいって観察すると、多かれ少なかれ、いっさいの財貨の間にみられる。新しい理論は、このいっさいの財貨の間の相互依存関係に注目する。ところで、この事実をとりいれるとどうなるか。古典学派は、石炭の価格は結局、石炭の生産費におちつくと考えたが、しかし石炭の価格がどこにおちつくかは、石油の価格がどうなっているかに左右される。石炭の価格は、石油の価格と同時にきまるわけである。したがって、石炭だけの価格をとってそのきまり方を考えても、それは不十分であり、価格の組を考え、そのきまり方を考えたほうがよいことになる。市場の間の連関はいっさいの財貨に及ぶから、いっさいの価格の組を考えるのがよいということになる。このような価格の組を〈価格のシステム〉(価格体系)というが、価格の経済への影響をみる場合にも、明らかに価格のシステムを考えたほうがよい。このように、個々の財貨の価格のかわりに価格のシステムを問題とする考え

方は、数学における連立方程式を引用することによって、いっそうはっきりするかもしれない。たとえば、 x, y に関する1次の連立方程式 $ax + by = c, dx + ey = f$ の解は、 $x = (ce - bf) : (ae - bd); y = (af - cd) : (ae - bd)$ という組で与えられる。経済の場合、未知数となるのは諸財貨の価格である。また価格の間には、その形成について、石油があれば石炭があがるという関係とか、もっとこみいった関係とか、いろいろな関係が存在しよう。これが個々の方程式にあたり、実際、たいていの場合は数学的な方程式で書けよう。価格形成条件の数だけ方程式が連立されるが、その解として出てくる価格の組は、この価格形成条件に応じて定まるものであり、この意味で、その価格形成条件から定まったといえよう。なお〈需要と供給とが一致する高さに価格はきまる〉ということは、こういう価格形成条件の代表的な場合である。

ところで、たとえば消費者の欲望の状態とか、その社会の技術的知識の水準とか、労働・土地・資本のような資源の存在量とか、そういう経済の基礎的条件がちがえば、おのずから上記の価格形成条件の内容がちがってくることは明らかである。この経済の基礎的条件を〈経済の与件〉というが、新しい理論はこの与件から出発して、資本主義経済の価格形成条件にしたがって価格のシステムがどのように定まるか、また与件が変われば価格のシステムがどう変わり経済がどう変わるかを明らかにした。もう一つ新しい理論で注意すべき点は、与件から価格形成条件をみちびく場合、一つの統一的説明原理を利用していることである。経済の世界では、経済主体はその利害得失を慎重周到に熟慮する〈経済人〉である場合が多く、したがって、消費者ならば効用極大の原則にしたがって、また企業ならば総利潤極大の原則にしたがって行動すると考えて、まずきしかえない。経済主体が消費・売買・生産について決心する場合、そこにはさまさまの方途が交替的に選択可能であるが、経済主体は上記の原則によって、その方途をはっきり選択するというわけである。こういふところから、新しい理論はこの選択を分析して、いわゆる統一的説明原理とするが、この意味でこの説明原理はしばしば〈選択の理論〉とよばれる。また、この選択の理論では、限界効用、限界代替率、限界費用、限界生産力などの〈限界〉という形容詞を冠した概念がたいせつになるところから、それは〈限界原理〉とよばれることもある。また、都合のよい行動の仕方に都合の悪い行動の仕方をできるだけ代用していくことにこの理論の根本があるから、マーシャルはこれを〈代用原理〉とよんだ。なお、この説明原理は競争の場合だけでなく、独占の場合にも適用できる。実際、この原理を最初展開した経済学者はA.A.クールノーであったが、彼が主として扱ったのは独占であった。最後に、この新しい理論については、価値が効用だけからきまることを主張するものでない点が注意されねばならぬ。上記のとおり、この理論は、経済の基礎的条件として、技術水準および生産資源存在量を考え、その価格形成への

作用を十分考慮している。ある財貨の生産にどれだけの生産資源が必要であるかは、企業における供給量および費用の考慮を通じて、その財貨の価格および価値に影響することが、明らかに価格形成条件として考えられている。古典学派の理論と異なるのは、第1に、欲望されることのより多い財貨は、より多くの、より高価な生産資源をその生産に誘引しうることで、第2に、生産資源の価値は、それが転用された場合、他の用途において発揮しうべきその働きによっても影響されること、などの明白な事実をその理論にとりいれている点である。

【最近の傾向】時代を下るにしたがって、経済学が価値を論ずることがだんだん少なくなる傾向があるようである。価値理論はひじょうに抽象的であるから、このような議論を回避する立場が経済学にあることは容易に理解されよう。かつてドイツに栄えた歴史学派の経済学、イギリスのフェビアン社会主義、アメリカの制度学派はその例である。しかし、経済理論内部でも変化が進行しつつある。価値が交換比率ないし相対価格として、価格との距離をせばめたことは、さきに述べたとおりである。しかも、それだけではない。経済理論自体の内部に、新しい研究領域で、価値理論に多くは依存せず、独自に成長・発展し、いよいよ比重を増しつつあるものが少なくない。その第1は国民所得を中心とする経済過程全体の概念図式、それに基づく理論的・統計的・政策的分析の発達である。第2に理論と統計との結合を緊密ならしめようとする努力、第3に経済変動への理論的関心の増大もこれに属する。価値の問題が経済理論内部で占める比重は、もはや昔日のようではないといえる。(青山 秀夫)

【マルクス経済学と価値】〔価値とはなにか〕古典学派(スミス、リカード)の価値論を克服したマルクスにあっては、価値はつぎのように考えられた。人間は労働の成果である労働生産物によって自己の欲望をみたして行く。このような意味で、労働過程は人間生活の永遠的・自然的条件である。しかし社会的分業(職業分化)が存在し、個々人が他人のために必要なものを生産する場合には、個々人の労働はなんらかの形態で相互に結合していなければならない。原始共同体あるいは社会主義社会の内部においては、このような労働の連絡が共同体の首長あるいは国家によって行われる。この場合、社会的総労働のさまざまな生産部門への配分は意識的・計画的に行われる。ところが、商品生産の行われている社会(現在の資本主義社会は商品生産の最高度に発達した社会)においては、どうであろうか。商品生産の特徴は、社会的分業と私有財産(生産手段と労働生産物との私有)とを前提とする無政府の生産であるという点にある。ここでは個々人の労働の間の連絡が、労働生産物である商品の交換を通じて行われる。しかし商品はさまざまな有用の性質——これを使用価値とよぶ——をおびており、その自然的属性(物理学的、化学的、幾何学的、その他の諸属性)を異にしている。このようにそれぞれ異なった性質のものが、なぜ一定の比率で交換されうるのか。それは、

商品には相互に相異なる性質とともに、共通の相等しい性質があるからこそののである。この商品相互間の相等しい性質が価値であって、それは商品相互間の相異なる性質としての使用価値と対立しており、この両者——使用価値と価値——は商品の2要因をなしている。商品は使用価値と価値との統一物である。

〔価値の実体〕では、商品価値の実体(内容)はなんであるか。それはいろいろな商品に共通に体现されている労働である。すなわち抽象的・人間的労働という性質の労働である。この種の労働においては、労働の一定の、有用な、具体的性質が度外視されており、たんなる人間的労働力の支出、人間の脳髄、筋肉、神経、手などの生産的支出としての労働が考えられているにすぎない。たとえば、綿糸には確かに紡績労働という具体的・有用の労働が体现されている。しかし、この種の労働をもってしては、机に体现されている木工労働と比較しえないし、ひいては綿糸と机との交換を不可能とする。綿糸にも机にも体现されている共通の性質の労働であってこそ、はじめて一定量の綿糸と1脚の机とを価値として相等しいものとし、これを基礎として両者の交換が行われる。もともと商品生産者の労働は私的であって同時に社会的である。すなわち、商品生産者は自分の生産手段をもって生産を行い、生産物を自分のものとする。この点では彼らの労働は私的労働である。しかし彼らはそれぞれ他人の使用のために商品を生産しており、彼らの労働が社会的分業の一環をしめているという意味では、彼らの労働は社会的労働である(商品生産者の労働はこのように相互に矛盾した性質をおびているが、それが商品生産に固有の基本的矛盾である)。しかし労働の社会的性質は、市場で商品が交換されてから初めてあらわれる。それまでは隠されている。要するに、商品に体现されている抽象的・人間的労働をして価値たらしめるものは、商品生産者の労働が私的労働であると同時に、社会的労働として交換過程で証明されなければならない結果である。したがって価値の実体である労働は、たんに抽象的・人間的労働であるのではなく、このようなものとして独特の社会的労働であるといわなければならない。商品の2要因は、商品の生産に支出された労働の2重の属性の成果である。すなわち、労働は具体的・有用の労働という属性において使用価値を生産し、抽象的・人間的労働という属性において価値を生産する。

〔価値の大きさ〕商品価値の実体が抽象的・人間的労働であるから、価値の大きさを決定するものは、当然このような労働の量、すなわち労働時間である。ただし、ある商品の価値の大きさを決定するものは、個々の生産者の必要とする労働時間ではなくて、社会的に必要な労働時間、すなわち現存の社会的・標準的な生産諸条件と、労働の熟練および強度の社会的な平均程度とをもって、ある商品を生産するために必要な労働時間である。このように社会的必要労働時間によって決定される価値を社会的価値とよぶ。これに対して、個々の生産者が必要とする労働時間によって決定される価値を個別

的価値とよぶ。要するに、同一生産部門内部の個々の生産者間の競争によって、個別的価値が社会的価値に転化するのである。さらに単純労働と複雑労働との相違が考慮されねばならない。前者は、普通の人間が特別に訓練されないでも、だれでも平均的にその肉体のうちにもっている単純な労働力の支出である。それは不熟練労働ともよばれる。後者は、その習得に比較的多額の教育費を必要とする労働である。それは熟練労働ともよばれる。複雑労働は倍加された単純労働として意義をもつ。だから、たとえば、ある複雑労働の1時間は単純労働の2時間に等しい価値をつくる。こうして複雑労働は単純労働に還元されるからこそ、複雑労働の生産物と単純労働の生産物とが相互に価値として等置され、交換されうるのである。1商品の価値の大きさは、その商品に体现されている労働の分量に正比例し、労働の生産力(労働の生産性)に逆比例して変動する。1商品の生産に支出されている労働を価値の内在的尺度とよぶ。

〔価値形態〕商品はもともと使用価値と価値との統一物である。したがって商品には、使用価値の形態と価値の形態とがある。前者は商品の自然的形態であるから、感性的に認識されうる。たとえば机が机としての使用価値をもっていることは、見ただけでわかる。しかし後者は、価値にはなんらの自然的素材も含まれていないために、単独の商品自体については認識されえない。それが認識されうるのは、ある商品と他の商品との関係としての価値関係においてである。たとえば、1脚の机が1斗(約18.03 l)の米に値するというような関係(これを等式で示せば、1脚の机=1斗の米となる)においてである。これはいわば商品の社会的関係であるが、それというのも、価値にはなんら自然的素材は含まれていないが、諸商品に共通の社会的単位としての人間的労働が含まれ、それ自体は社会的物質であるからである。上の等式において、机の価値は相対的価値として表示されている。机は相対的価値形態にある。ところが、米は等価として機能する。米は等価形態にある。このように相対的価値形態と等価形態とは価値表現の両極をなしている。ある商品の価値の外在的尺度は、その商品に対して等価形態に位する商品(量)である。だから、商品の価値には内在的尺度と外在的尺度とがあることになる。価値形態には四つの発展段階があり、それは商品生産の歴史的発展に照応している。(1) 簡単な、単独な、または偶然的な価値形態、(2) 全体的な、または展開された価値形態、(3) 一般的な価値形態、(4) 貨幣形態。貨幣の出現以来、商品の価値は貨幣で表わされるようになった。それが貨幣形態であって、それはまた価格形態ともよばれる。というのは、貨幣材料である金(または銀)の一定重量に価格の単位としての名称を付しているからである。たとえば、日本では2分(0.75 g)の金をもって価格の単位とし、これを円とよぶ(貨幣法第2条)。だから100匁(375g)の貨幣形態において相対的価値形態に位する諸商品は、500円の価格をもつ。もともと1商品の価値と他の商品の価値と

の比例関係は交換価値とよばれるが、貨幣形態の段階では、それは価格で表わされる。

〔価値法則〕商品の価値の大きさが社会的必要労働時間によって決定され、これを基礎にして商品が交換されることを価値法則という。しかしながら、価値法則は、(1)商品の交換関係を規制するだけでなく、このことを通じて、(2)社会的諸欲望に応じての社会的総労働の配分を規制することになる。さきに商品生産の行われている社会においては、個々人の労働の間の連絡が商品交換によって行われると述べたが、交換の直接基準となるものは現実の価格である(貨幣が使用されているかぎり)。個々の瞬間においては価格は需給の比例関係によって決定され、価値と一致する必然性をもたないが、完全な競争が行われるかぎり、比較的長期間においては需給が合致し、価格は価値と一致する傾向をもつ。なぜなら、1商品の価格が価値を超過すれば、その商品に対する需要が供給を超過していることが知られ、そこで生産の増大が行われ、反対に1商品の価格が価値以下に低落すれば、その商品に対する需要が供給に及ぶことが知られ、そこで生産の減少が行われるからである。こうして価格の変動に注目して生産の調節が行われ、結局、一社会の存続が可能とされる。(3)価値法則によって商品生産における生産力の発展が規制され、ひいては商品生産者間の階層分化と資本主義的生産関係の発生および発展がもたらされる。すなわち、商品の価値は前述のように社会的必要労働時間によって決定されるから、個々の生産者は技術の改善によって社会的価値と個別的価値との差額を取得しうるので、彼らは相互に競争して技術の改善につとめ、結局、社会全体としての生産力を発展させる。反面、社会的標準に達しない生産者は没落せざるをえない。こうして商品生産者の階層分化は資本主義的生産関係を準備し、また促進する。価値法則は商品生産に固有の法則である。資本主義社会においてはじめて、価値法則が社会全体の生産の規制者となるが、ただし、この場合、価値は生産価格に転化している。→生産費説 →労働価値説 →限界効用説 (遊部 久蔵)

かちえ 褐衣 狩衣(かりぎぬ)のように袖(そで)つけがあいていて、しかも衣の両わきが縫いふさいである男子装束(しょうぞく)の上衣。古くは野外へ行幸のときなどに諸衛(しよえい)の中・少将も着たことが『扶桑略記』に見えているが、後にはもっぱら身分の低い武官である随身の用いる服となった。絵巻物などに見る鎌倉時代以後のものでは、形は必ずしもわき縫いのあるものでなくして、狩衣のような形になっているものが多い。定まった色はなく檜皮色(ひわだいろ)、紫、紺、鈍(にび)などの色が用いられたようである。これにはまた蜜絵(ばんえ)といって、丸い形に模様化された鳥獣の紋を袖につけることが行われた。〈蜜絵の袍(ほう)〉といわれるものがこれである。褐という字は元来ウサギの毛をもって作った毛織物の衣服だといわれるが、はたして古く日本でこのようなものが用いら

れたかどうかは疑問である。また〈かっ色〉(藍(あい)の濃い色)とかくちん色とかいう色名もあるが、この褐衣は、元来はこうした服色から出た名称ではなく、衣服の形態によって名づけられたものであろうといわれている。しかし古画や実物に見るものは、かっ色もしくは縹(はなだ)色が多く用いられている。

(山辺 知行)

かちかちやま かちかち山 日本の昔話の一種。爺(じい)が畑で〈一粒まけば千粒云々〉と祝いつつ豆腐(ま)きをしていると、そこへタヌキが出て来て、畑のそばの木の株の上で〈一粒まけば一粒云々〉と爺をからかう。爺は怒って、ある日タヌキがいつも来てすわる株にとりもちを塗って置いて、タヌキをいけどりにし、タヌキ汁にして食べようと家に縛っておくと、爺のろすの間にタヌキは婆(ば)をだましてなわをとかせ、婆を殺して婆汁をつくり帰って来た爺に食べさせて山に逃げて行く。事情を知って爺が悲しんでいるとウサギがあだ討をしてやろうという。ウサギはタヌキをさそって山へ行き柴刈(しばかり)をするとタヌキの負った柴に火をつけてやけどをさせ、冬ごりの用意とだましてフジつるでタヌキのしりを縛って困らせ、ついに川遊びをするといって木舟・泥(どろ)舟をこしらえタヌキを泥舟にのせて水に沈め、婆のあだ討をしたというのが大筋である。この話は近世の文献にも見え、かつては小学読本にも採用された。話を観察すると前段と後段とに明らかな境目があって、後段は動物葛藤譚(かっとうだん)ともいうべく、かちかち山の名の由来も、ウサギがタヌキの柴に火をつけるときの火打石の音から出たもので、近いころの興味の中心はもっぱら後段にあった。これに対し前段、爺がタヌキをいけどりにするまでの発端は、人間と動物との対立、人間が知恵をもって動物を征服する類の話であるが、話の要素としてはかなり古風なものが感じられる。すなわち、〈一粒まけば〉は現在でも田打正月の唱えごとである。また畑のそばの切株や石というのも、かつてはその上にもちを供えて神をまつり豊作を祈念する祭場であったかと考えられる。ここに出て来る動物もタヌキのほかには東北ではオオカミ(岩手県紫波郡)、熊本県北部ではサルという。オオカミ、サルは元来が山の神の使われしめであり、伝承の上においては特殊な地位を占めている。要するにこの説話は、性格を異にした二つの説話の複合であるといえる。(丸山 久子)

なおこの昔話の類話としては、欺かれた白サギが、欺いた相手のサルまたはジャコウネコを上舟に乗せて海に誘いだし、舟を沈めて相手をおぼらせる話が小スンダ列島のロティ島に伝わっている。またセレベス島のトラジャ族とミナハサ族、サンギル島とトラウト島では、その舟が土鍋(どなべ)の舟で、ティモール島ではスィカの皮の舟、シマル島、ボルネオ、ニューギニアでは木舟とされている。

(斎藤 正雄)

かちがらす 〔勝鳥〕 ⇨かささぎ

かちく 家畜 家畜は畜産の対象物であるから、人間に飼育されかつ利用され

るものでなければならない。しかし飼育・利用されているといってもいろいろな場合があり、それだけでは必ずしも家畜だとはいえないのであって、家畜であるためにはさらに他の条件を備える必要がある。すなわち家畜には、(1)人間に飼育されていること、(2)人間によくなれ親しむもの、(3)人間に経済的に有用に利用されること、(4)人間の保護により自由に繁殖を行うこと、(5)人間の利用・目的に応じてよく改良されること、などの条件が必要である。たとえば野生のキツネは、捕えて飼育し、また繁殖させてその毛皮を利用することはできるが、容易に人間になれない。またゾウは捕獲飼育し、人間になれさせ、経済上有利な労働力を供給させることはできるが、飼育下で繁殖させることはできない。それゆえこれらは家畜ということとはできない。またキンギョ、カナリア、チャボ、チンなどはよくなれ、繁殖もし、かつ改良されたものではあるが、単に人間に観賞あるいは愛がんされるにすぎず、経済上有利な生産はしないから、やはり家畜とはいいがたい。しかし経済的利用ということを広く解釈すれば、植物における観賞植物や庭木と同様に、家畜ということもできよう。しかし農業を経済的な生産というように限定して考えることが普通に行われているところであり、このように限定した定義をすると、家畜であるというものはひじょうにわずかしかない。世界各地に広く飼育され、その上その経済性も大きなものをあげれば、は乳動物ではウシ、メンヨウ、ヤギ、ウマ、ブタ、また鳥類ではニワトリ、アヒルであるが、ほかにロバ、ラバ、ウサギ、シチメンチョウ、ハト、ガチョウなどもかなり広く飼育されている家畜である。なおそのほかに、スイギュウ、インドウシは熱帯地方で、ラクダは砂漠地帯で、ヤク、ラマ、アルパカは高原地帯で、トナカイは寒冷地方で飼育されるというように、特殊地域に限る家畜もある。なお、ふつう家畜の中には、は乳類、鳥類を含めているが、鳥類だけを分けて家禽(かきん)と称することもある。(佐々木 清綱)

【家畜と文化史】牧畜という言葉は、本



コブウシの首の部の血管から血をとって飲む
エチオピア南部のバ
シナ族

来ヒツジ、ヤギ、ウシ、ウマのような比較的大形の有蹄(ゆうてい)類の動物の飼育をさすものであり、遊牧とは、このような大形家畜の群に依存するようになった人間の集団の一種の生活形態であるが、人間が初めて野生の動物を飼いならして家畜と名づける品種をつくりだしたのは、遊牧民族の形成からはもとより、大形有蹄類の家畜化よりもっと古い時代であった。その例はイヌにみられる。

〔イヌ〕イヌが最初から狩猟の獲物を追いだす目的で飼いならされたかどうかは疑わしい。むしろこうした家畜化の初めは自然的な過程であって、定住的な人間のキャンプに捨てられた食糧の余りものなどをあさりに来たオオカミの子を手なずけて育てていくうちに、人間になつてキャンプの番をしたり、狩のともをして獲物の分け前にもあずかるようになったものであろう。人間のほうでもその肉を食糧にしたり、宗教上のいけにえに用いたものらしい。そして長い選択の期間を経て、家畜化されて新しい品種が生まれていったものと思われる。だからいったん家畜化されかけても、事情によってはまたもとの野生にかえる場合も多かったに違いない。このように野生とも家畜ともつかない長い中間の状態をはさんだ家畜化の過程は、以下に述べる他のすべての家畜の歴史についても考えられるところである。なおアメリカ大陸にもアジアで家畜化された種類のイヌが広がっており、オーストラリアにはやはりディン

ゴdingoとよばれるアジア系統のイヌがはいったが、半ば野生化している。

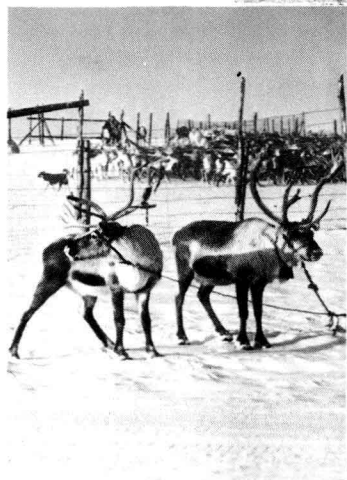
〔ブタ〕ブタもまた食糧を求めて人間の定住地に近づいた野生のイノシシから、イヌと同様の過程を経て家畜化されたもので、少なくとも新石器時代の原始栽培民の村落には広く飼育されていた。南アジア、東南アジア、東アジアに多い野生のイノシシ *Sus vittatus* などは、最も早く家畜化されたものかもしれない。ヨーロッパ新石器時代にアルプス地方の湖上村落で飼ったブタの骨にも、この系統の特徴が見られるという。東南アジアからオセアニアにかけては、ブタは今日なお小屋もかいばも与えないで、半ば野生の状態のままで飼われている場合が多い。そして宗教的儀礼の供犠獣として重きをなし、ことにメラネシアなどでは、多くのブタを供犠することによって高い社会的地位をかちうところから、ブタが資本や貨幣の機能を果たしているところもある。食糧資源としてブタの計画的な増殖をはかるようになったのは、おそらく狩猟生活から遠ざかった比較的純粋な農耕社会においてであった。

〔ヤギとヒツジ〕カールトン・クーンは1949年のイランの発掘に際し、まだ農耕をいとまない洞窟(どうくつ)遺跡から、家畜化されたヤギおよびヒツジの骨を発見したという。この解釈については将来に問題が残されているが、イランのシアルク、イラクのジャルモ、ハッスナ、エジプトのファイユームおよびメリムデナ

ど、オリエントで発見された世界最古の農村遺跡では、いずれもヒツジまたはヤギの家畜化されていたことが確かめられた。ついでこの2種の家畜は、西アジア、中央アジアの山地地帯の農民に広く飼育され、ことにヤギはユーラシア全体とアフリカにひろがった。今日なお近東で野生状態にあるカブラ・アエガグルス *Capra aegagrus* と、バルチスタンからチベットにいたる山地に野生種をみるオヴィス・ヴィグネイ *Ovis Vignei* とは、それぞれ家畜としてのヤギおよびヒツジの古い根幹的なものと見られている。前者は今日、東地中海から蒙古にわたって住み、後者は前4千年紀に西アジアからエジプトにあらわれ、ついでアフリカおよびヨーロッパにひろがったが、前2世紀から尾の太い新種のヒツジにとって代わられた。高地アジアでは、アルガリ *Ovis ammon* の系統の、しりに脂肪の発達したヒツジが重きをなしている。このようにして今日みるヒツジおよびヤギの諸品種は、羊毛、肉、乳などそれぞれの用途に応じて選択されていったのであった。

〔ウシとウマ〕ウシこそは最初の大形家畜として人類の経済生活に大きな役割を果たすにいたったものであるが、その最初の家畜化の動機は、神にささげる犠牲獣としてヤギウをたくわえたのに始まる、というハーン以来の説は今日なお無視できない。太古からウシが宗教儀礼や神話の世界に占めた地位はきわめて高く、今日インド、東南アジア、インドネシアでも、またアフリカでも、ウシをほとんど祭祀(さいし)的な目的だけで飼っている土地は少なくない。野獣はただ、ほ乳の時期にその必要量だけの乳を出すのであるから、人間がウシを搾乳に利用するまでには、よほど長い選択の時期を要したものであろう。今日でも牛乳またはバターを特殊の宗教的な〈きよめ〉や医療の目的に用いる種族は、インド、アフリカ、中央アジアに多く、さらにウシのふん尿にすら同様の力を認める例を見るのは、家畜化の以前からこの動物を神聖視してきた信仰の継続を意味するものと思われる。なおウシに近い家畜としては東南アジア、スンダ列島のバンテン、高地アジアのヤクなどがあげられるが、とくにスイギュウはウシよりも飼いやすく、先史時代のアフリカや古代バビロニアでは、やはり宗教的な動物として知られていたらしい形跡もあり、その飼育の歴史はかなり古くさかのぼるものかもしれない。農業の発達、家畜の飼料を人工的に確保しうることとなり、家畜の頭数は人間の欲求にしたがって増大してくる。だが限られた農村の中に大量の畜群を養うことはできない。またそれは農作物にとっても有害である。そこで畑地から離れた遠隔の地に牧地を求め、さらに季節に応じて牧地をかえるようになる。このような定着農村を根拠にして、一部の若者が牧畜を担当する生活形式は、今日アジアにもアフリカにも見られるところであるが、これがやがて、夏季には村民の大部分が畜群とともに夏の放牧地に移り、そこで夏作をも行いながら牧畜に従う半遊牧的な段階を経て、人間集団の生活の全体が農耕よりもむしろ牧畜に依存し、いわゆる水草を追って畜群とともに

家畜 上段左はラマ。右はスイギュウ。下段左からトナカイ、ヒツジ、ヤギ



移動するようになると、農耕民とははなはだしく性格の異なったいわゆる遊牧民の生活文化が生れたのであった。このような生活形態は、内陸アジア、アフリカの草原地帯を中心にして、さまざまな系統の民族により、さまざまな時期に形成されたものと考えられる。このような遊牧の生活には、本来牧草では養えずまた移動の生活に適しないブタは伴わなかったが、ヒツジ、ヤギ、ウシとならんでのちに重要な大形家畜として登場してきたのは、草原に群生していたウマであった。

〔ロバとラクダ〕ウマと種属を同じくするロバの飼育は、ウマとは独立に、近東の地で始められ、エジプトでは前3400年ころにその痕跡(こんせき)を見るという。おそらく最初は駄(だ)獣として用いられたものであろう。しかしメソポタミアでは、すでに前3000年ころにロバに車を引かせているような彫刻を見るが、その当時すでにウマをも「山のロバ」とよぶ言葉もあり、彼らはウマを養っていて、ウマとロバとの混血獣ラバも、こうした動力に利用されたものかもしれない。ロバはウマと同じく草原の地に群をなして野生していたものである。また「砂漠の舟」といわれる家畜化されたラクダも、前4千年紀の末に北メソポタミアとエジプトに現われるが、ウマと同様、その後久しくオリエントの歴史から姿を消してしまった。騎獣(乗る獣)として登場するのは、やはりウマと同じく前2千年紀の末以後である。北メソポタミア、アラビア以外の地ではラクダの利用ははるかに遅れ、フン族もラクダを持たなかったという。北アフリカでは、アラビアから学んだラクダの騎乗によって、紀元後4世紀の半ば以後、強力な騎乗遊牧民の軍事的勢力の興隆をみた。

〔トナカイ〕家畜の文化史において、これまでしばしば論争的となったのはトナカイの問題である。野生のトナカイは今日でもユーラシア、アメリカの寒帯地方で狩猟の対象とされていて、トナカイの群とそれを追って移動する人間の集団との間に一種の共生関係が見られる。すなわちトナカイの側では、人尿の塩分を求めるためにも、また猛獣やカ、ブヨなどの害をふせぐためにも、人間のキャンプに近づいて生活し、人間の側でも彼らの中から当面食糧に必要とする頭数だけを殺して、他は適当な保護のもとにその繁殖をはかるというような考慮を払う。こうした半遊牧的な狩猟生活が、家畜化されたトナカイの遊牧とならんでユーラシア大陸の北辺に行われているところから、これを一つの過渡的な段階として、狩猟獣を群ごと家畜化したのが牧畜の始まりであり、なかでも北アジアの狩猟民によるトナカイの家畜化が最も古く、つぎにはトナカイにならってウマが草原地帯に飼育され、南方の農耕地帯にみるウシその他の家畜は遊牧民との接触による第二次的の現象であるという説が唱えられた。しかしトナカイやウマが、さきにあげたヒツジ、ヤギ、ブタ、ウシなどより古く家畜化されたという証拠は考古学上からもほとんど見あたらず、また野生獣を群ごと家畜にまで選択しえたという可能性もうすい。ことにトナカイは野

性種と家畜との差がきわめて少なく、その家畜化も、おそらくは人尿をおびきよせて狩のおとりになくわえたような特定の個体から始められたものであろう。しかも強健な品種をつくるために家畜の雌を野性の雄と計画的に交配させる方法が今日なお行われており、家畜化されかけてまた野性にかえる場合もくりかえされたであろうし、石のような人間とトナカイとの共生関係は、たとえ太古から北ユーラシア狩猟民の世界に見られたとしても、これをもってトナカイをイヌにつぐ人類最初の家畜とみる証拠とはしがたい。ちなみに「トナカイそり」は北ユーラシアの東西に普及しているが、トナカイの騎乗、駄載および搾乳は、トングース、ユカギール、ソヨート、カラガスなど、「トナカイそり」使用地帯の中央に南方から楔(くさび)形の分布を示し、これらが中央アジアのウマないしウシの牧畜習俗から由来したことを思わせる。

〔ラマとアルパカ〕新大陸ではイヌは別として、ウシ、ウマなどの大形家畜は、16世紀にヨーロッパ人が初めてもたらしたものであり、北アメリカの北辺のトナカイさえ、最近までまだ家畜化されていなかった。ただ南アメリカのアンデス文明の地帯には、コロンブス以前からラクダ科の動物である野生のビクニヤおよびグエナコを食用や毛織用に飼ひならして、アルパカ *Lama pacos* およびラマ *Lama glama* とよばれる家畜がつくられた。アルパカはとくに毛の質にすぐれ、ラマは大形で駄載にも用いられている。しかしここでもトナカイの場合と同様に、野生と家畜との境目ははっきりせず、山地に放したままの彼らのある時期だけさくの中に追い込み、その毛を刈るだけの場合も多かったらしい。

【各民族の信仰と家畜】人類が最初に動物を家畜化したのは、農耕もしくは農耕に近い段階にまで進んだ定住生活の中においてであり、その動機にも多分に宗教的な供犠の目的が含まれていたらしい。したがってこの種の家畜には、当初から多くの農耕民に共通した大地、月、水、大母神、性器、豊熟力、死、冥(めい)界、祖霊崇拜などの信仰要素が結合していた。たとえばイヌと婚して種族の祖先となった母祖の神話、イヌが死者を冥界に導き、またはギリシア神話のケルベロスのように冥界の入口に番をするというような信仰は世界に広い。すなわち東南アジアのヤオ(マン)の諸部族の間には、〈昔、中国の皇帝高辛氏が犬戎と戦い敗北を重ねたので、ある日、もし敵王の首級をもたらしたものに王女を与えると約束する。槃瓠(ばんこ)と名づけたイヌがこれを聞いて敵王の寝首をかみとって帰り、王女をめぐって6男6女を生む。これがヤオ族の祖先である〉という筋の始祖伝説が伝えられている。このモチーフは日本の《里見八犬伝》にもとり入れられているが、この種のイヌを夫とする母祖の神話は、南はインドネシアから東南アジア、東アジア、北東アジアを経て、北アメリカのエスキモーやデネ(アタパスカ)諸族におよぶ、沿太平洋的なひろい分布を示している。槃瓠伝説という名で知られているこの系統の伝承においても、イヌはしばしば水界との深い関連を示すが、古代の

メキシコでは、死者はこの世と死界との間を流れる広い川を渡るのに、黄または赤のイヌにたよらねばならなかった。中国で山川を祭る幾沈という祭儀にはイヌを犠牲に用いたが、幾は犠牲を木にかけ、沈は水に投じまたは地に埋めるもので、いずれも各地の諸民族が今なおイヌを犠牲に供える形式と一致する。ブタもまた定住農耕民の家畜として宗教上の供儀に用いられ、とくにその三日月形の「きば」は、ウシやスイギュウの角の場合と同じく、ブタを月神話に結合した。インドネシアやアッサムにはブタを種族の母祖とするか、または前記のような母祖神話にブタがイヌとならんで大きな役割を演じる伝承が多い。ブタの内臓を占いに用いる習俗は、今日アッサムやビルマの諸種族に見られ、ヤギ、ウシ、ニワトリなどにまで及んでいるが、この種の肝占は古代バビロニアから広く西アジア、ギリシア、エトルリアにまで伝播したものである。イスラム世界の興隆まで、西南アジアの地でもブタは信仰上にも重要な家畜であった。ウシが多産豊熟力の象徴として、当初から大地母神、月神、水神、農耕神の聖獣であったことについては疑いの余地がない。東南アジアを中心とする巨石文化には、農耕儀礼としてのウシおよびスイギュウの供犠がとくに顕著である。ヒツジ、ヤギなどの有角獣も、ウシと似た目的をもって広く供犠に用いられたが、その宗教的比重はウシよりも軽い。

他方、アジア内陸から北ユーラシアにかけて形成された前記の遊牧民の文化圏にあっては、農耕民のそれとはまた異質な信仰形態が発達し、トナカイやウマを天神に供犠もしくは奉納する形式の儀礼が見られる。シベリアのサモイェード族のヌム Num、トルコ系諸族のテンゲリ Tengeri などは、いずれも天であると同時に最高神であるが、前者にはトナカイが、後者にはウマが、しかも、おおむね白色のものを選んで、それぞれ供犠される。中国の古記録によれば、匈奴(きょうど)の王も山上に白馬を刑して天を祭った。アバカン・タートルや今日のヤクートのように、ウマを丸ごと供犠しない民族にあっては、春の初めにしばった雌ウマの乳を初穂として、クミス(馬乳酒)などといっしょに最高神にささげている。アラビア地方ではヤギの初生児の売買を禁じ、イスラム教徒は聖者に、キリスト教徒は教会に、それをささげるところがあるが、古代のアラビア人はラクダについても同様の初穂の供えを行った。総じて農耕儀礼的な家畜供犠が(人身供犠の場合と同様)、血を流したり、生きた心臓をつかみ出して神に供えたりするのに対し、遊牧民の天神への供犠獣は、血を流さずに絞殺される場合が多い。またユーラシア大陸の北辺を占めるトナカイ遊牧民には、農耕民から受け入れたのではなくて、原始の狩猟民文化から引き継いだと思われる信仰習俗が少なくない。たとえば彼らがトナカイの頭部または頭骨および四肢骨だけを天上の最高神にささげる供犠の形式などは、また北ユーラシア、アメリカの多くの狩猟民の間に見られるばかりでなく、前記旧石器時代末のヨーロッパ・アルプス高地の洞窟狩猟民の洞窟遺跡にやはり洞窟の頭骨と四



スイギュウの角を飾った功績標(小スンダ列島バベル島)

肢骨を安置したあとが発見されたので、それらの文化史的関連が大きな問題となっていた。

以上に対比させた南と北、遊牧と農耕の二つの文化圏に見る信仰習俗の差異は、もとより絶対的なものではなく、民族の移動や文化の接触などを通じて複雑な混合形式、ないしは中間形式の生まれるようになったことはいふまでもない。

(石田 英一郎)

かちくかいりょうぞうしよくほう 家畜改良増殖法 家畜の改良増殖計画の作成、必要な種畜の確保と家畜の登録の制度などについて定め、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的とする法律(昭和25年(1950)法律第209号)。それまでの種畜法(昭和23年法律第155号)に代わるものとして制定された。ウシ、ウマ、メンヨウ、ヤギまたはブタに関する家畜改良増殖計画、種畜、種付、家畜人工授精師・家畜人工授精所、家畜登録事業について規定することがおもな内容になっている。(1) 農林大臣は家畜改良増殖目標を定め、都道府県知事がこの目標に即して家畜改良増殖計画を定めた場合は国の援助がある。(2) 種畜の検査証明制度をとり、原則として、農林大臣が毎年定期検査によって交付する「種畜証明書」のある雄でなければ種付に用いてはならないものとされ、農林大臣または都道府県知事は立入検査によって種畜が病気にかかっているとき認めるときは、その病気の程度によって、種畜証明書の効力を取り消し、または停止することができることになっている。(3) 家畜人工授精師について免許制をとり、その免許は、獣医師または家畜の種別ごとに行われる人工授精に関する一定の講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者に与えられるものとされる。家畜人工授精師以外の者が人工授精を行うことは禁ぜられ(違反に対しては5万円以下の罰金)、家畜人工授精師が法定の欠格事由に該当したまたは法令上の義務に違反したときは、免許の取消または業務の停止が命ぜられる。(4) 家畜人工授精所の開設は都道府県知事の許可を受けなければならない。(5) 家畜登録事業を行おうとする者は登録規程を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。なおこのほか(6) 農林省に種畜検査委員会を、都道府県に地方種畜検査委員会を置くことのほか、立入検査および手数などについて規定されている。

(高柳 信一)

かちくしょう 家畜商 家畜(ウシ、ウマ、ブタ、メンヨウ、ヤギ)の売買、またはその交換、あっせんの業務を営む者をいい、〈家畜商法〉にもとづき、法的に免許を受けている職業をいう。しかし最も一般的な名称としては、家畜の流通過程に介在する者を、すべて広く〈ばくろう〉といっている。ばくろうとは、本来〈うまくろうと(牛商人)〉の語原からきたものであって、古くは宮廷に仕えた黒牛の飼い方の熟者、すなわち牛使いの〈くろうと〉のことであるといわれている。また、伯楽(はくらく)ともいい、牛馬のよしあしを見わける人をいい、後には獣医師をこう呼んだ。

〔明治以前〕昔は、牛馬は貴族階層の交通手段として、また軍事・産業上からみて、その占める地位も高かった。それだけに、牛馬を生体において、その能力、素質を鑑定し、飼養調教するのに熟練技術が必要とした。したがって、当時における彼らの地位も社会的に重用されていた。伯は〈おさ〉とか、〈かしら〉という意味をもち、楽は〈たのしみ〉、〈このむ〉の意味から敬称して、〈うまくろうと〉を伯楽といった。牛馬を扱う者を〈うまくろうと〉、伯楽と呼んだ時代は、いつごろまで続いたか明らかでない。江戸時代の中期の古文書にでるところでは、一般に博労(ばくろう)と使われている。このことばから〈ばくちば〉に通じ、その行為もこんにちみられる詐欺的行為を商略としたものがあったようである。当時は、牛馬もようやく生産手段として、農業経営内に必要なものとなっていた。商品経済の不完全な発達によって、牛馬の鑑定者であり、売買・交換あっせん者であり、また獣医でもあった博労は、農民から敬われている面もあった。各藩も、たんに博労の不正を取り締まるだけでなく、軍事・殖産上これに畜産の指導者として名譽と利益を授けて、彼らを利用したものが多かった。

〔明治以後〕明治維新の新政府の樹立とともに、諸般の旧慣を打破し、博労に対する慣習を等閑に付し、むしろ1868年(明治1)、会計官命で税金徴収のため牛馬売買業者へ鑑札を下付した。これまでの上から与えられた利益と名譽を奪い取ったのである。博労も農家および牛馬取扱いに対する責任と義務の観念は薄らぎ、加えて社会の変化に伴ない、彼らの生活基盤がおびやかされるにいたった。社会的・経済的な条件の変化から博労も増加し、彼らの中間利潤も減少し、その取引も欺瞞(ぎまん)や詐欺的行為を商略とし、常習手段ともするようになった。こうして世間からも排斥され、博労は〈馬口旁〉とか〈馬喰〉と呼ばれるようになった。明治政府も1910年(明治43)家畜市場法の施行とともに、牛馬商取締規則を設け、流通上の取締りにあたった。資本主義経済の発展に伴ない、分業の発達、自由競争の激化、農民の階層分化の促進などから、この社会も一段とせちがらくなってきた。家畜商1人当りの取扱い牛馬頭数も減少し、多くは年20〜30頭の扱いにすぎない状態である。このため、1頭当りの家畜からできるだけ利潤を得るため、悪質な手段も常習化した。その弊害も強くなり、生産者団体からその取締り強化の要望も強まり、ついに1941年(昭和16)〈家畜商取締規則〉と改正され、中家畜まで含めた家畜商の取締りが強化されるにいたった。第二次世界大戦後、1949年にこの規則は現行の〈家畜商法〉となった。

〔家畜商の種類〕家畜商は彼らの取り扱う家畜によって、牛商、馬商、豚商などに分けられている。さらに牛商は、役肉用牛を主とする者、乳用牛を主とする者に分けられる。取り扱う家畜の種類によって家畜商を分類すると、乳用牛商10%、肉用牛商61%、馬商11%、豚商17%、綿羊商1%、ヤギ商若干(1963年農林省畜産局調)で、圧倒的に牛商が多い。こう

した家畜商は、これを類別すると四つの類型に分けられる。(1) 大馬喰または親方・元方 近年では産地問屋、消費地問屋または肉問屋と呼ばれている層である。営業の大小によって、数人ないし十数人の子方馬喰、近年では従業員をおき、相当の資産を有し、牛馬宿、食肉卸店などを持っている。家伝の畜牛鑑定法を持つなど、この道の親方である。(2) 子方馬喰または地馬喰 近年では産地集荷人、仲買人ともいわれている。親方馬喰の支配下にあつて、単独または親方の依頼で牛馬の集荷を行い、家畜市場で引き渡し、1頭当りながしのかの手数料を受け取る。また直接に農家との特約売買関係を結ぶ。農家と直接なだけに、取引面において不正行為も多く、一般に排斥されている。(3) 牛追い・牛回し 最近では従業員といわれている。親方馬喰に属して、家畜の運搬に従事し、家畜の取扱いに熟練すると、親方馬喰から家伝の畜牛鑑定法を伝授され、一人前の子方馬喰として独立営業を許される。牛回しは畜舎の清掃、家畜管理をするものをいう。(4) 豚馬喰 消費地の親方馬喰から家畜の集散地に派遣され、地方からの家畜の買集めをする。これらの家畜商はいずれも不文律のうちになわばりを定めて自己の営業区域とし、その区域内に飼われる家畜の売買、交換、あっせんを行っている。

〔経営形態〕1970年末現在、家畜商数は50,431人であるが、このうち法人組織のものは484にすぎない。残余は個人経営のもので、その企業の零細性を示している。家畜の年間取扱規模も、最高1,800頭、最低十数頭で、家畜商の半分以上は年間取扱頭数も50頭以下である。したがって家畜商は多く兼業者である。兼業の種類も、親方・元方といわれる大家畜商は食肉卸業、料理屋、旅館業などであるが、地馬喰・在村馬喰といわれる層は圧倒的に農業が多い。ことに第二次世界大戦後、営業上、徴税を恐れて家畜商法にもとづいた許可を得ないで、もぐりで家畜売買を営むものが増加し、したがって家畜商間における競争も激しく、零細な家畜商はますます兼業農家の性格を強め、資金的にも力のある家畜商の進出が目だったが、家畜商法、家畜取引法(昭和31年法律第123号)その他の法律による家畜商、家畜市場の取締りによってもぐりもほとんど見られなくなった。

なお西ヨーロッパ諸国における家畜取引は、日本のような前世紀的な、零細な家畜商によるものではない。主として家畜市場において、近代的企業に組織された販売会社によって行われるのが普通である。

(吉岡 功)

【家畜商法】昭和24年(1949)法律第208号は、昭和36年(1961)法律第172号の第1次改正によって旧法とされ、改正後の法は新法と呼ばれる。家畜商について免許、営業保証金の供託等の制度を実施して、その業務の健全な運営を図り、もって家畜の取引の公正を確保するための法律。この法律において〈家畜〉とは、ウシ、ウマ、ブタ、メンヨウおよびヤギをいい、これらのものの取引(売買もしくは交換またはそのあっせん)の業務を営もうとする者は、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受け、営業保証金

をもよりの供託所に供託しなければならず、これらの規定に違反した場合は、2年以下の懲役もしくは10万円以下の罰金が科せられるか、両者が併科される。家畜商は家畜の取引に際し家畜商免許証携帯呈示の義務を負い、この義務に違反しまたは正当な事由がなくて引き続き1年以上家畜の取引をしないなどのときは、聴聞手続を経て免許の取消しまたは業務の停止を命ぜられることがあるものとされる。なお、家畜市場等の公正な家畜取引および適正な価格形成を確保するために、1956年、家畜取引法が制定され、家畜市場の規制が行われた。（高柳 信一）

かちくしんさ 家畜審査 家畜の経済価値の判定を家畜審査という。審査には、1頭1頭の家畜について行われる個体審査が多いが、そのほかに数頭の家畜を並べて優劣を比べる比較審査や、血縁的につながりのあるものを並べてそのすぐれた形質の遺伝が確実かどうかを見る系統審査などがある。また、目的によって種用のものを選ぶための種畜審査や、肉用価値を判定する肉畜審査などがあり、それぞれ標準が異なっている。ブタなどでは肉用としてすぐれていても種畜に適さない場合もあるからである。家畜審査を手段から分けると外貌（がいぼう）、能力、血統の3部面がある。普通に審査といえばこのうち外貌審査をさすことが多いが、肉畜審査の場合などはこれだけか、あるいはこれに能力審査を加味する場合もあり、種畜審査ではこの三つとも必要である。種畜はよい能力をもち、これを発揮するのに必要な体形・体格と、さらにその形質を確実に子孫に伝えるもの）でなければならないからである。

〔外貌審査〕家畜の各種の能力はその外貌上の特徴と関係がある。したがって、優劣の判定を外貌の審査によって下すことが、ある程度可能である。ただし種畜の場合は外貌だけで決定することはできない。外貌審査で観察すべき要点は、すべての家畜について共通することであるが、（1）用途による特殊体形を有しているかどうか、（2）品種の特徴を現わしているかどうか、（3）資質がどうであるかなどである。すなわち第1は、家畜の外貌には用途による特徴が明らかに出現していることを必要とする。たとえば乳用家畜は、ウシでもヤギでも体が比較的大きく、頸（くび）は薄く長く、胴がよく伸び、体格が豊かで、しかも体の前部に比べて後部がよく発達し、側、背、前の3面から見てくさび形をなし、体は角張っていて脊（きょく）の棘（きょく）突起や腰角（こしどし）がはつきりしているのがよい。また乳房の発達はよく、乳房は前後左右によく張り、付着面積が広く、乳腺実質が多くて手ざわりがゴムまりのように弾力のあるのがよく、各区が平等に発達しているのがよい。産卵を目的とするニワトリも、乳用家畜に似て体の後部の発育のよいのがすぐれている。これに対して肉用家畜は、ウシでもブタでもヒツジでも、体はずんぐりして体の各部が釣り合いよく発達し、凹凸なく、豊かな外観をもち、長方形をなし、四肢の肉付きもよい。しかし肉用家畜でも種畜はあまりぜい肉の多くないほうがよい。次に役用家畜は、ウシでもウマで

も、肉用に似て体の釣合いはよいがぜい肉がなく、四肢の発達がよくて筋腱（きんけん）がくつきりして、ひづめのじょうぶなのがよい。第2は、同じ用途でも品種の特徴がはっきり出なければならぬ。たとえば同じ乳牛でもホルスタイン種は大形で黒白班の毛色をもち、ジャージー種は小形で顔は短くしゃくれ、毛色も淡かったり灰黒色でぼかしがあることなどである。また成熟したものは性による差もはっきり出ているのがよい。たとえば雄ウシは頸が太く、隆起があり、雌ウシは頸が薄く全体に優美な感じのあるのがよい。第3の資質は、改良の程度を示すもので、皮膚は薄く柔軟で弾力があり、毛も細く短いのがよい。また、以上のどの場合でも、胸が深く、まわりが大きく、肋（ろく）張りがよくて体格の豊かなものが、飼料の利用性もよく、じょうぶである。これらのほか健康なことを必要とするのはもちろんで、これは簡単に目、毛の光沢、起居挙動によって判定する。ウシやヒツジ、ヤギなどでは鼻鏡のぬれているのが健康を示す。また年齢も当然調べなければならない。体形は年齢によって変わるもので、一般に若いものは体が短く、比較的しりが高い。普通、満3年で一応できあがる。年齢は普通、歯で調べる。4、5歳までは門歯の歯槽状態で見ると、満1年で門歯の中央の2本が換わり、その後およそ1年ごとに次々と2枚ずつ換わる。それ以後は臼（きゅう）歯の摩滅状態で推定する。有力家畜の雌では出産や乳によって角の発達に不均衡がおこり輪を生じる。これを角輪（かくりん）といって、これでもほぼ年齢が推定できる。外貌審査には当然標準が必要である。すなわち理想の体形があるわけで、これを体形審査標準といい、各品種別に定められている。そして、前に記した用途や品種の特徴に基づいて重点的に体の各部位に配点し、合計100点となるようにしてある。審査は各個体がその理想に対して何点であるかによって優劣を決めるようになっている。この標準は、多数の個体について体の各部を測定し、その値を統計的に処理して作製される。標準と著しく異なる形質をもつものは、失格として審査から除外される。若い家畜の審査は、成熟した際どうなるかを見通して行うわけで、ひじょうにむずかしいが、一般にゆとりのあるものがよく、成長したものと同じように整ったものは、成長後かえってよくなることが多い。

〔能力審査〕家畜の生産性の現われが能力であって、その実態を調べることを能力検定という。ある時期の検定成績に基づいて能力上の価値を審査するわけである。普通は泌乳、産卵、肥育などの形質についてただ生産性だけを調べるが（絶対能力検定）、飼料の利用性を考慮した相対能力（あるいは経済能力）検定も行われるようになった。これは単位生産量に要する飼料の量、または単位飼料当りの生産量を調べる。また乳用家畜の泌乳能力や家禽（かきん）の産卵性は、雄では直接にはわからないので、雌とその間にできた雌の能力を比較して推定する後代検定法がとられている。泌乳能力の検査は分べん後まもなく始め、毎日の乳量を割り、一定期間ごとに乳脂率を調べ、1泌

乳期の総乳量、最高日量、平均日量、平均乳脂率、総乳脂量（測定期の乳脂率に前後の日数の乳量を乗じ加算する）、泌乳期間などを調べる。乳量、乳脂率とも搾乳日数の多いほど多く、1日の搾乳回数が多いほど多く、また年齢によって異なり、初産時は低く漸次増し、6歳くらいで最高に達し、その後また漸減する。したがって個体を比較するときは、これらの条件を考えて一定の条件に補正して行うことが必要である。肉用家畜の能力は発育、肥育性、屠（と）肉性を調べる。発育は体重その他の体格について一定の時期に、あるいは一定の値に達するまでに要する期間に、ある期間の増量・発育率などを調べる。肥育性は肥育期間中の増量を調べ、飼料消費量との関係も検討する。屠肉性は屠肉量、屠肉歩留り、正肉量などを見る。そのほか肉質や食味も調べる。ブタの場合は繁殖能力もたいせつなので、これについて、1腹の子の数、育つ子の数、育つ率、子の体重とその育度などを調べる。役用能力は作業能力と持久能力とを一括して、一定の荷を引かせるか負わせるかして一定の距離を進ませるか、あるいは一定の面積の田畑を耕させて、歩き方、調教、作業状態、所要時間、疲労などを調べる。産毛能力は外貌審査で相当厳密な点まで判定できるので便利である。これは毛量と毛質について調べる。毛量はよごれたままの汚毛量、清洗後の純毛量、それらの比による洗上歩留りを見る。毛質は毛長、繊維、毛束の状態、巻縮の状態、毛生密度、繊維の均斉度などを調べる。日本に多いコリドー種では自然の毛長（ちぢれたまま）10cm、繊維度28μ（54～56番手）が標準である。さらに特殊の測定装置を用いて強伸度を測ることもある。産卵能力はトランプテストを用い、脚帯あるいは翼帯につけた番号によって個体を識別して検定する。調べるのは普通11月1日から翌年10月31日までの1年間の産卵数と総重量であるが、さらに細かくは連産性、就果性、換羽期間などを見る。これらは産卵能力と密接な関係をもつものである。産卵検定は集合検定といって公共の機関に集めて行う場合と、現場検定といって飼育者自身に記帳させ、調査員が巡回してチェックする場合とがある。産卵数と卵重は年齢が大きく影響する。産卵数は初年度が最も多く次年度から急に減るので、検定は普通初年度に行うが、年齢による低減の度を調べる必要があるので、数年連続して調べるのが望ましい。卵重は逆に漸次増大する。

〔血統審査〕肉畜などでその個体を繁殖に供しない場合は問題でないが、子をとる場合の種畜としての価値は、遺伝的に良い形質をもっているかどうかが重要である。外貌上も能力上も欠点がなくとも、血統の不明なものでは良い子孫を期待することができない。それゆえ血統審査が必要になる。これは祖先からその個体までの繁殖記録を調べることであって、体形上や能力上の特徴の遺伝の確実さを見るときともに、奇形などの不良な遺伝形質の有無を調べて良否を判定する。現在改良種では公共機関で血統の登録が行われており、これによって安心して血統の判定をすることができる。（内藤 元男）

かちくたんい 家畜単位 家畜数を総合的に表示する一つの方法として用いられる単位。家畜、家禽(かきん)の頭羽数を統計的に示す場合、各家畜の頭羽数をただ並べて書いてだけでは、その地域の総合的な家畜数を他所のそれと比較しようとする場合などにはひじょうに不便であるので、これを補うものとして用いられる。日本では、ウシやウマの大家畜は1頭で1単位、ブタは5頭で1単位、ヒツジとヤギは10頭で1単位、ウサギは50羽で1単位、家禽は100羽で1単位と定めてある。(正田 陽一)

かちくほうていでんせんびょう 家畜法定伝染病 家畜の間では、伝染病で同時に一群の家畜に被害を与えるようなものが、特に経済的損害の大きい点から重要視される。そのうち損害の大きい病気を指定し法律によって必要な処置をとることになっている。これに指定された伝染病が家畜法定伝染病と呼ばれるものである。各国ともその国情に応じてこれを定めているが、日本では1975年(昭和50)改定の〈家畜伝染病予防法〉による家畜法定伝染病は下の表のとおりである。これらの伝染病が発生したときは、畜主はただちに所管役所に申告し、各所に駐在している家畜防疫員の指示に従って処置する。家畜伝染病には伝染性の猛烈

なものが多く、国際的にも相互連絡してその伝染を防ぐ必要があるので、国際的なこのような問題を検討するため、パリに国際獣疫事務局が置かれて活動している。(山本 脩太郎)

【家畜伝染病予防法】昭和26年法律第166号。旧法(大正11年法律第29号)の全文改正によって新しく制定されたもの。旧法は法定家畜伝染病の防疫についてだけ規定していたが、新法は広く回虫症などの寄生虫病をも含めた伝染性疾病(牛疫、口蹄(こうてい)疫、炭疽(たんそ)、気腫(しゅ)疽、豚コレラ、家禽(かきん)ペストなど25種)についても防疫措置を講じようとするものである。その定める措置は、家畜の伝染性疾病の発生の予防のためのものと、そのまん延の防止のためのものとに分けて考えることができる。(1)まず前者の見地から、家畜(ウシ、ウマ、メンヨウ、ヤギまたはブタ)の疾病による死亡の際の家畜所有者の市町村長への届出義務、家畜移動の場合の健康証明書、伝染性疾病予防のための検査、消毒、弊獣取扱制限などが定められ、(2)次に後者の見地から、獣医師または家畜所有者の患畜(家畜伝染病にかかっている家畜)および疑似患畜(患畜である疑いがある家畜および牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽または羊痘の病原体に触れたため、または触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜)の届出義務、患畜または疑似患畜所有者の隔離義務、通行し断、殺処分命令、患畜および疑似患畜の死体の焼却または埋却義務、まん延防止のための消毒、検査、家畜の移動・放牧の制限などが定められている。なおそのほか、輸出入検査、家畜防疫行政機構、および殺した家畜などに対する手当金制度などについて規定がおかれている。(高柳 信一)

かちぐみ 徒士組 徒(かち)は大名・旗本の行列の先導を勤める者をいい、幕府では走衆(慶長)、歩卒衆(元和)、御徒・御歩行(寛永以降)などと呼ばれ、将軍の出行に先駆し、平常は玄関・中の口・櫓(ひのき)の周末などに詰めていた。20組あり、徒士頭(若年寄支配・高千石・目見(めみえ)以上、躰躰間(つつじのま)詰)20人が各組を支配し、1組に組頭(高百五十俵)2人があり、徒士(七十俵五人扶持・1代抱)28人を世話する。徒士は御成先道固、隅田川に郷番、御鷹尋、御守殿番、本御番、御供番、御先番、加番などの分職があった。1866年(慶応2), 組を銃隊とした。(進士 慶幹)

かちぐり 搗栗 クリの実を殻のままかわかして、中の実がしわんだころ、きねで軽くつくか、あるいは軽く火にあてて十分にかわかしてつき、外皮と渋皮とを除去した食品。干栗ともいう。上古から中世までは菓子として珍重され、平安時代の大嘗会(だいじょうえ)の供神物中の菓子は〈橘子(大柑子, 小柑子)〉、扁栗、搗栗、焼栗、煎栗、干柿、熟柿、梨、柑〉などとなっている。クリは明治の半ばまでは日本の山野には多く自生したので、これを採取、加工し、貯蔵して食料とした。クリはカシ、シイの実やサトイモなどと同様に、山村地域ではとくに主要な

食料であって、地方によっては1戸で1年間に5〜6俵以上も採取し、あるいは栽培した。食用する際には、いずれも1昼夜水にひたしておき、これに少量の米、麦、アワ、あるいはヒエなどのいずれかを混合してたき、主食とした。しかし明治の半ば以後はクリの木を鉄道の枕木(まくらぎ)用として乱伐したために、現在でははなはだしく減少して、その実を主食代わりとして用いる地方はほとんどなくなった。〈かつ(搗つ)〉はくつく(搗く)の古語であるが、語音が〈勝つ〉と共通なので、武人などが縁起を祝って〈勝栗〉と書き、また出陣祝の酒宴の膳(ぜん)に打ち勝って喜ぶという意味から勝栗とともに打鮑(うちあわび)、コンプをさかなとして供えることが行われた。現在でも正月の祝儀として、また神社その他で催されるスポーツの遠征壮行会や祝勝会などに、勝栗を供えることはなお行われている。(橋浦 泰雄・守安 正)

かちてつがく 価値哲学 一般に哲学という価値とは、人間の意欲、すなわち願望や欲求を満足せしめるものであり、したがって快の感情をよび起すものとして、情緒にねざすものともされている。このような情意的要求の対象としての価値は、人間生活のめざすべき目的ないしは理念ともみなすことができる。ヨーロッパにおいて価値の問題が19世紀後半になって自覚されるにいたったのも、産業革命とフランス革命の後をうけ、やがて第一次世界大戦を迎えるにいたる歴史的・社会的状況の変動のうちから、新しい人生観・世界観の理念が求められていたからであろう。このことを示すよい例はニーチェの場合である。彼はそれまで2,000年近くヨーロッパ精神史を支配しつづけてきたキリスト教的人生観・世界観と対決することにより、いわゆる〈すべての価値の価値転換〉を試み、ヨーロッパの新しい未来を打開しようとしたが、このような背景のうちで価値に理論的考察を加え、哲学を価値哲学として提唱したのは、マルブルク学派とともに新カント学派と呼ばれている西南ドイツ(バーデン)学派である。それはすでに価値の実在性を、〈存在する〉事物や〈生起する〉事件や〈成立する〉事態のそれから区別し、心理作用にまつことなく、いわゆる〈妥当する〉gelten ととらえたロツツェによって用意されていた。それをうけて価値哲学を基礎づけたのが、西南ドイツ学派の創始者であるヴィンデルバントである。もともと価値は、情意的要求の対象として、客観における事実的な関係であるのではなく、客観に対する主観の是認ないしは否認の関係を含んでいる。それゆえにヴィンデルバントは、ふつうの認識がもとづく〈判断〉から〈価値判断〉Beurteilungを区別している。しかも他方、価値判断は、この主観との関係のゆえにかえって相対的となるおそれがあるが、彼はカント哲学の立場から普遍的に妥当する価値のあることを主張し、それを経験的意識をこえた〈規範意識〉にもとづかしめ、そのような価値として、論理学、倫理学、美学の領域に広げる〈真〉〈善〉〈美〉と、これらの特殊領域をこえて絶対妥当的な〈聖〉とをあ

家畜法定伝染病	
伝染性疾病の種類	家畜の種類
牛疫	ウシ、スイギュウ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
牛肺疫	ウシ、スイギュウ
口蹄疫	ウシ、スイギュウ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
流行性感冒	ウシ、スイギュウ
流行性脳炎	ウシ、スイギュウ、ウマ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
狂犬病*	ウシ、スイギュウ、ウマ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
炭疽	ウシ、スイギュウ、ウマ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
気腫疽	ウシ、スイギュウ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
出血性敗血症	ウシ、スイギュウ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
ブルセラ病	ウシ、スイギュウ、メンヨウ、ヤギ、ブタ
結核病	ウシ、スイギュウ、ヤギ
ヨーネ病	ウシ、スイギュウ、メンヨウ、ヤギ
一部のビロプラズマ病	ウシ、スイギュウ、ウマ
一部のアナプラズマ病	ウシ、スイギュウ
鼻疽	ウマ
馬伝染性貧血	ウマ
豚コレラ	ブタ
アフリカ豚コレラ	ブタ
豚水痘病	ブタ
豚丹毒	ブタ
家禽コレラ	ニワトリ、アヒル、シチメンチョウ、ウズラ
家禽ペスト	ニワトリ、アヒル、シチメンチョウ、ウズラ
ニューカッスル病	ニワトリ、アヒル、シチメンチョウ、ウズラ
ひな白痢	ニワトリ、アヒル、シチメンチョウ、ウズラ
鶺鴒病	ミツバチ

注 *イヌは狂犬病予防法の対象となっている

げた。つづいてこの学派の価値哲学を組織づけたのはリッケルトである。彼は認識を一般に判断とみなすが、判断そのもののうちにすでに肯定ないしは否定、承認ないしは拒否という主観的態度の前提されていることを指摘し、認識対象そのものを、それ自身主観意識にも超越的な存在するのではなく妥当する〈価値〉であるとした。しかも認識は、そのような超越的価値を、主観との関係のうちでとらえるべきであるゆえ、彼はまたそれを〈超越的当為〉ともいっている。他方において彼は、すでにヴィンデルバントが〈法則定立的〉と〈個性記述的〉ということに応じて自然科学とそれに対立する歴史科学とを方法論的に区別していたのをうけ、価値哲学をこの方面にもひろげた。ヴィンデルバントのこの方法論的区別は、リッケルトによって〈普遍化的〉と〈個別化的〉として受け継がれたが、さらに彼は歴史的個別を選択する原理を価値におき、〈価値無関係の〉にその対象の普遍的法則を明らかにしようとする自然科学に、〈価値関係の〉にその一回的な個性性にせまろうとする科学群を対立せしめ、価値の付着している対象を〈文化〉とみなして、それを〈文化科学〉と名づけた。ついでラスクはリッケルトを客観主義的方向に徹底しようとしたが、その才を惜しまれつつ第一次世界大戦で戦死した。なお1892年以後ジェームズに招かれてハーヴァード大学教授となったドイツの心理学者ミュンスターベルクも、哲学的には新カント学派の立場に立ちながら、フィヒテの倫理的観念論をとりいれて独自の価値哲学を体系づけている。しかし新カント学派とならんで、同時にブレンターノ(独逸)学派においても価値の問題の心理学的・倫理学的考察が試みられていた。すなわち対象論を唱えたマイノングは、その対象の区別がもとづく捕捉の体験を〈表象〉〈思考〉〈感情〉〈願望〉としてあげ、価値を価値感情という心理的過程に関係づけつつ、しかも客観的・絶対的価値の可能性を主張したが、彼につづくエーレンフェルス Christian von Ehrenfels (1859～1932)は、むしろ主意主義の立場から価値を願望に関係づけ、それを倫理学へと展開している。他方、おなじブレンターノ学派から出て現象学を樹立したフッサールの影響下にたつシェラー、また初めマルブルク学派に属し、のち現象学派に近づいたN. ハルトマンは、この点で重要である。シェラーはカント倫理学の形式主義に反対して、実質的でありながらもア・プリオリであり、しかも現象学の本質直観のとらえる客観的なものとしての価値を主張し、これにもとづいて実質的価値倫理学をくわだて、ハルトマンはそれを批判的に継承発展せしめ、倫理的価値がすべての道徳現象に先行して絶対的に自存的であることを明らかにし、さらに倫理的価値の領域を徳目的に分類して、それに興味ある分析を加えている。

以上のように価値哲学は19世紀後半から20世紀にわたって、主としてドイツを中心に発展してきたが、イギリスにおいて、B. ボーザンケト、ソーリー William Ritchie Sorley (1855～1935)、S. アレクサンダー、ないしは G. E. ムーアやレア

ード John Laird (1887～1946) などが、それぞれの立場から価値を問題としていることはべつとしても、それは、こんにち〈価値論〉 axiology の名のもとで20世紀以来アメリカ哲学の一つの底流をなしている。かつてドイツに留学しマイノングのもとで学んだアーバン Wilbur Marshall Urban (1873～1952) は、その後現象学的立場にたって価値論の建設につとめてきたが、こんにちではそれを現代文化の危機と結びつけて形而上学への道を開く者としており、また新実在論者の1人 R.B. ペリーも価値の意味と基本的原理を〈興味〉のうちに見いだし、興味の発生と変質につれて価値も歴史的・社会的に生成変化すると説いていた。このような価値論がアメリカ独自のプラグマティズムに近づくことは容易に知られるであろう。事実、その代表的哲学者デューイにおいては、ある意味では価値の問題はその中心にすなわっているといえる。一般に日常経験の世界の外に超越的な理想をたてることを拒むデューイは、事実判断と価値判断との区別を認めず、日常経験のうちでおこる行きづまりや破たんを回復するかぎり、それをそのつどの価値ある目的とみなし、人生の終局的目的をしりぞけたが、このような価値の理論はただちに彼の哲学の知識の根本的理論につらなってくる。そのみではない。現代アメリカ哲学の主流をなす論理実証主義者は価値判断をいわずの〈無意味〉としてしりぞけるのが常であるのに、たとえばルイスのように、価値判断を経験判断の一形式とみなし、プラグマティズムに近い立場から価値理論を説く論理実証主義者もいる。このことは、一般にこんにち、論理実証主義がプラグマティズムに接近しつつあることとともに、価値論の新しい展開を期待させるものとして注目すべきことである。(原 佑)

かちはんだんろんそう 価値判断論争
価値判断とは、なんらかの価値理念を定立し、そこから具体的な行為のしたがりべき実践的規範をみちびき出してくることをいう。20世紀の初め、ドイツの社会学者とくに経済学者の間で、社会学者は研究者としてこのような価値判断を行うことを許さるべきかどうかについて、論争が展開された。これを価値判断論争という。19世紀末から20世紀にかけて、ドイツでは、G. v. シュモラー、A. H. G. ヴァーグナー、L. ブレンターノらを中心とする後期歴史学派が経済学界を支配しており、経済生活の歴史的発展過程を研究することによって、そのうちに歴史的に生成してくる倫理的理想を客観的に認識することが、経済学の研究課題であると説いていた。彼らはこのような経済学の研究からつかまれた倫理的理想に立脚して、当時のドイツの社会問題に対しても実践的発言を試み、あるいは労働組合による労働者の地位の向上を(ブレンターノ)、あるいは国家の財政政策による分配の公平化を(ヴァーグナー)、あるいは中産階級の維持による労資対立の融和を(シュモラー)、主張していた。彼らの社会思想が〈講壇社会主義〉と呼ばれたゆえんである。これら講壇社会主義者の主張は、ビスマルクの国家社会主義

的産業政策の思想的根柢を与えようとした観があった。しかし、講壇社会主義の思想は、経済学者が歴史的研究を通じて倫理的理想を客観的に認識しようということ、そしてこの理想にもとづいて具体的な社会問題に対する実践的処方を経済学的にみちびき出しようということ、前提としていた。すなわち、経済学の研究にもとづいて価値判断を行うべきであり、また事実それが可能であるということ、前提としていた。このような前提に対して鋭い批判を加えたのがマックス・ヴェーバーであった。ヴェーバーによれば、過去2,000年にわたるキリスト教倫理が退廃してしまった現代社会では、万人が一致して承認しようような統一な倫理的理想ないし価値理念は与えられておらず、いかなる理想ないし理念を選ぶかは、結局、人それぞれの主観的信念によって異ならざるをえない。したがって、その本質上なんらかの価値理念に立脚せざるをえない価値判断は、どうしても相対的・主観的制約を免れず、普遍妥当性をもつことはできない。ところが経験科学は、真理を欲するすべての人に妥当しようような客観的認識を追求するものである。それゆえ、相対的・主観的制約を免れない価値判断を行うことは、経験科学者としての社会学者のなすべき事柄ではない。それにもかかわらず、社会学者がそのような価値判断を行うとすれば、相対的・主観的制約をもつ価値判断をあたかも科学的に根拠づけられた普遍妥当性をもつものであるかのように見せかけることになり、結局、科学の名において人人の判断力の自主性を抑圧することになる。ヴェーバーは、青年時代から、ビスマルクの専制がドイツ国民の政治的判断力の自主性を麻痺させたことを慨嘆していたのである。このように考えてヴェーバーは、経験科学的認識と価値判断とを厳別し、経験科学としての社会科学は〈価値から自由〉でなければならぬと主張した。もっともヴェーバーによれば、このことは、社会科学があらゆる意味で価値判断を扱ってはならないということにはならない。社会科学は実践的に行動する人間に対して、(1) 彼が選んだ目的の意的に、いかなる手段が適合しているかを確定し、(2) 彼のその決意がその時々状況において、そもそも有意義であるかどうかを批判し、(3) その手段の使用が彼の選んだ目的の達成のほか、いかなる予期されない結果をもたらすかを確定し、(4) 彼のその時々具体的な目的の根底にある究極的価値理念を、行動者である彼自身に自覚させることができる。ヴェーバーによれば、価値判断に対するこのような〈技術的批判〉を行うことは、実践的行動者が自らの行動に対して責任をとるという〈責任倫理〉の要請に答えるための、不可欠の前提となるのである。このようなヴェーバーの〈価値自由性〉の主張は、1904年《社会科学および社会政策雑誌》の編集綱領論文〈社会科学的および社会政策的認識の‘客観性’〉において展開されたものであるが、1909年の〈社会政策学会〉ウィーン大会で討論的となり、W. ゾンバルトらの賛同を得た。ついで1911年シュモラーは《国家諸科学辞典》所収の論文で従来の



《桜の園》の大学生トロフィーモフにふんするカチャーロフ(左)

立場をさらに強調したが、これに対してエーレンベルク R. Ehrenberg, ポーレ L. Pohle, フォイクト A. Voigt, ヴォルフ J. Wolf など、いわゆる〈似而非(えせ)価値自由性論者〉が、講壇社会主義に政治的に反対するためにヴェーバーの所論を利用したため、論争はさらに激しさを加え、シュモラーの立場を支持するヘルクナー H. Herkner の反論を呼びおこした。さらに1913年、ふたたびウィーンで開かれた〈社会政策学会委員会〉においては、科学と価値判断の関係が研究の主題としてあらかじめ日程にのぼり、ヴェーバー、E. シュブランガー、O. シュパン、J. シュンペーター、ヴィルブラント R. Wilbrant ら14名の委員の発言があった。このように第一次世界大戦前〈社会政策学会〉を中心としてはなやかに展開された価値判断論争は、第一次大戦後はやや下火となったが、それでもなお、ヴェーバーの説いた価値判断の〈技術的批判〉の客観的可能性をさらに体系的に展開しようとしたヴィルブラントの《国民経済の忠告者としての国民経済学者》(1928)や、ヴェーバーの説いた〈理解の方法〉にしたがったゾンバルトの《三つの経済学》(1930)などの労作に、その尾を引いていた。これらの労作の思想傾向からも知られるように、一般に第一次大戦後は、ヴェーバー流の〈価値自由性〉の立場が一応学界の承認を受けたかのような観があった。ところが1933年ナチが政権を握った後、その民族的 세계観に呼応する〈ドイツ的国民経済学〉をつくるべきだという要望がおこり、この要望に答えて、〈存在論的価値判断〉すなわち〈社会的形成体〉の〈あり方の正しさ〉に関する価値判断の普遍妥当性を主張し、これを基礎として政治的科学としての〈ドイツ的国民経済学〉を打ち立てようとする試みが、F. v. ゴットルを指導者とするラート K. W. Rath, ビュッツ T. Pütz, ヴァイペルト G. Weipert らのいわゆる〈ゴットル学派〉によって行われ、その立場から、ヴェーバー流の〈価値自由性〉の立場を固執するハンス・ペーター Hans Peter, フロイゲルス W. Fleugels, ヴァルター・オイケンらに論難を加えたが、ナチの没落とともに、この〈ドイツ的国民経済学〉の主張も姿を消してしまった。

価値判断論争の現代経済学に及ぼした影響としては、むしろイギリスにおける厚生経済学の基礎前提をめぐる論争に注目すべきであろう。すなわち、厚生経済

学の提唱者 A. C. ビグーが、個人的厚生 of the 単なる総計によって社会全体の〈経済的厚生〉をみちびき出しようという基礎前提を設けることによって、暗黙のうちに〈個人間効用の比較可能性〉を想定し、そのかぎりでベンサム以来の功利主義的価値理念を厚生経済学の中に混入させていたのに対して、L. C. ロビンズ、N. カルドア、J. R. ヒックスらの新厚生経済学が〈補償原理〉の適用によってこのような前提を回避しようとしたのは、ヴェーバー流の〈価値自由性〉の主張にしたがったものというべく、またアメリカのパークソン A. Bergson や P. A. サムエルソンが政策者の価値判断を所与として明示的に前提したうえで、その価値判断のしたがいべき純粋形式を〈社会厚生関数〉として数学的に構成しようとしたのは、ヴェーバーのいう価値判断の〈技術的批判〉の客観的可能性の主張をよりどころとしたものと見ることができる。

(武藤 光朗)

がちゃがちゃ ぐくつむし

カチャーロフ Vasilii Ivanovich Kachalov 1875~1948 ロシアの俳優。ペテルブルグ大学の学生から、正規の演劇教育をうけずに俳優となり、1900年カザンの劇場から招かれてモスクワ芸術座にはいった。はじめは田舎(いなか)役者のしみがついていると敬遠されたが、オストロフスキーの《雪娘》のペレンディから芸術座の芸風にとけこみ、シェークスピア、イブセン、チェーホフ、ゴーリキーの諸作に主役・大役をつぎつぎと演じて名声をあげ、革命後はイヴァノフの《装甲列車》のヴェルシーニン、トルストイの《復活》の〈作者より〉などによって、ソヴェト劇壇における最も輝かしい存在となった。俳優としてまれにみる恵まれた容姿と音声、とくにそのせりふの抑揚・強弱・緩急の自由自在な変化による話術の妙は、同時代の俳優のうちでも並ぶものがなかった。(野崎 韶夫)

かちゅう 華中 中国中部、華北と華南の間にはさまれる地方。主として揚子江流域にあたり、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南の諸省を主とする範囲である。揚子江とその支流による交通は内陸の開発を助け、気候は温和であって、中国の経済活動の中核をなしている。水稻をはじめ小麦、綿、茶の産地である。また養蚕も行われ、農村工業も早くから盛んで、上海、杭州、南京、武漢などの都市が発達している。なお、揚子江下流域の江蘇、浙江、安徽の地域を華東、中流域の湖北、湖南、江西の地域を華中という場合もある。(木内 信蔵)

かちゅうるい 渦虫類 扁形動物中でただ一つの自由生活を営む動物群。しかも最も原始的なものを含む。体は柔軟で、前後に長く、全面纖毛でおおわれ、水中でその運動によって周囲に小渦流を起すのでこの名がある。前端に目および神経節があって頭を標示しているが、口は体の腹面中央部にある(ただし棒腸類では体の前端に口がある)。一般に肛(こう)門がなく、中には腸さえも欠いているものもある(無腸類)。しかし多くは口に次

ぐ長い咽頭(いんとう)を経て腸に達している。その分岐の状態によって棒腸類、三岐腸類および多岐腸類の各目を区別する。グラフ L. v. Graff 一派の主張によると、腸のない、しかも体制の最も簡単な無腸類を原始的なものとし、有腸の各目はこれから発達したものとしているが、ラング A. Lang 一派の所論はこれとは反対に、むしろ腸の最も複雑に分岐した多岐腸類を本綱各目の分岐の出発点としている。なお渦虫類にかぎらず、本門に属する動物は原則的には雌雄同体で、生殖器官の構造ははなはだ複雑である。

(岡田 要)

カチューシャのうた カチューシャの歌 島村抱月と相馬御風の作詞、中山晋平の作曲にかかる歌謡小曲。1914年(大正3)3月東京の帝国劇場で〈芸術座〉(島村抱月主宰)が公演したトルストイ原作の劇《復活》の第1幕と第4幕とで松井須磨子(女主人公カチューシャの役)などが歌った劇中歌で、〈カチューシャかわいや、別れのつらさ、せめて淡雪(あわゆき)とけぬ間と、神に願いをかけましょか〉という新しい感傷を盛る歌詞と、洋風ながら日本の曲調とで青年・学生層に歓迎され、空前のヒット・ソングとなって、レコードや演歌によって広く普及され、大正中期数年間全国で歌われた。

ちなみに《カチューシャ》という題名のソヴェトの新民謡がある。1942年ソヴェトの作曲家ブランテルの作曲で、カチューシャという娘が前線の愛人进行歌詞だが、第二次世界大戦にソヴェト軍がドイツ軍を悩ましたカチューシャ砲(車載高速迫撃砲)の人気に乗って流行した。

(堀内 敬三)

かちょう 花鳥 絵画の題材によって分類した東洋画の部門の名。花をつけた草木に鳥獸を配した図様の絵をさすが、ひろく動植物を描いたもの(花卉(かき)、翎毛(れいもう)、虫魚蔬果(そか)などと呼ばれるもの)を総称することもある。実用の觀念を離れた花鳥画は、5世紀ごろ中国の南朝宮廷の耽美(たんび)生活にこたえて発生し、扇に蟬雀(せんじゃく)をかくことも流行した。唐代になると、画壇の主潮たる感覺的写実主義(形似の尊重)が花鳥画を律するとともに、外来文物の愛好と軌を一にして異国の動物を題材とするものも多く、また馬の図が目だち、他方墨を用いて〈色五彩をかねるが如し〉といわれた殷仲容(いんちゅうよう)の墨花が異彩を放つ。花鳥画が中国画のうちに大きな地歩を占めるのは五代・宋初で、唐画を継承した黄筌(こうせん)一派の鈎勒填彩(こうろくてんさい)の画風と、水墨に淡彩をまじえた徐熙(じょき)の画風との対立があり、両者はそれ以後の中国花鳥画の古典的源泉となった。遼の慶陵の壁画は東蒙古に残存した唐風花鳥画であるとともに、黄筌の画風を想見せしめるものであろう。また後者からは没骨(もっこつ)の花鳥画が生まれた。宋代の透徹した写実主義は唐代のそれと異なり、万物を宇宙の理の顯現とみなす宋人の世界観にささえられ、この理を画面に具象化しようとする意欲は、対象である動植物の觀察をきわめて精緻なものにおしすすめ、花鳥画は宋代写実主義の代表となるに至った。徽宗(きそう)筆《桃

鳩図」はかかる宋代花鳥画の究極の姿を示すものにはかならない。また六朝(りくちょう)以来の、飼育栽培された動植物を対象とする傾向に対して、野生のそれに画材を求めるようになったのも、この時代の特色といえる。理想主義の花鳥画においても宋代は不滅の寄与をなした。文同・蘇軾(そしやく)ら北宋の文人画家は形似を排斥し、自己の意思の率直な表現を絵画に求め(写意)、おもに水墨をもって、竹蘭(らん)梅などを草々たる筆致で描いた。彼らの絵画活動を今に伝えるものは、王庭筠(おうていいん)の《枯木図巻》である。また同じ文人画家でも李公麟は、古典的な白描画を復興し、名作《五馬図》をのこした。南宋になると水墨花鳥画の主流は、文人よりもさらに自由な境地にある僧の手に移り、牧谿(もっけい)筆《猿鶴図》のごとき絶品を生んだ。これはまさに宋代絵画の総決算ともいえるべきものである。元以後の大勢は、宋代に確立されたいくつかの典型に多少の変容を加え、あるいは折衷したにすぎず、そうでなければあまりにも放縦奇矯(ききょう)に墮したと評するほかない。真に個性的で偉大な存在は清初の八大山人のみであらう。日本の花鳥画は室町時代以後、中国の画風を部分的、断続的にうけ入れて作られたもので、その数世紀の歴史のなかで、独創見るべきものは光琳(こうりん)の《燕子花図》である。

(川上 澄)

がちょう *Anser domesticus* ガン属に属する水鳥で、野生のガンをならしたものである。主として肉用を目的として飼育され、内臓とくに肝臓の加工品は珍重される。また軟羽は羽ふとんやクッションの詰めものとして用いられている。そのほか容姿が良いので愛がんと用として飼われている場合も多い。ひじょうに長命な鳥で、40～50歳の長寿を保つものもまれではない。2～3歳から10歳くらいまでが繁殖適齢期で、普通雄1羽に3～5羽の雌を配する。早春に産卵を開始して、10～15個産むと果につく。しかしふ化させてひなを育てることはあまりじょうずでないから、ニワトリに抱かせるか人工ふ化によるほうがよい。卵は30日でふ化する。ひなは生後1週間くらいで親のガチョウといっしょに放飼する。2週間目から水浴をさせ、8週間くらいで羽がはえそろう。ガチョウはアヒルとちがって好んで青草を食べるから、池沼のある草地に放飼するのが一番よい。品種としてはツールーズ種、エムデン種、シナ種がある。ツールーズ種Toulouseはフランス原産で、灰色の大形種。エムデン種Emdenはイギリス、ドイツに多く飼われている品種で、羽は純白である。シナ種は白色種とかっ色種があるが、いずれもくちばしの上にこぶがあるのが特徴で、体も前2者に比べて小形である。肉用に供する場合は2～3週間の肥育を行う。肥育法には大別して肉用肥育と肝臓肥育がある。またガチョウは繁殖期および厳寒期を除いて年3回くらい抜羽を行うことができる。抜く部位は胸部、背部、体の両側腹部で、1羽から年平均450gくらいの羽がとれる。畜殺したものは150～200gくらいが普通である。

(正田 陽一)

かちょうおん 可聴音 耳で聴くことのできる範囲の音。人によって幾分差はあるが、周波数(音の高さ)についてはだいたい20～20,000c、音の大きさについては0～130ホンの間である。最小の音0ホンはやっと聴くことのできる音で、音のエネルギーとしては1,000cで10⁻¹⁶ W/cm²であるが、100cでは、1,000cの約10,000倍のエネルギーになる。つまり音の最小可聴限0ホンは、周波数によって音のエネルギーがちがっている。最大の音というのは測定が困難であるが、音としての感覚以外に痛み、不快な感じを起す大きさを一応の限界とすれば、だいたい130ホンくらいと考えられ、周波数による差もあまりない。(五十嵐 寿一)

かちょうけん 家長権 家長が家族を統率するための権限ないしは権利であって、家父長制家族に見られる。強大な家長権の例とされる古代ローマの場合には、家長は家長権(手権 manus)にもとづいて家の中のすべてのものを統一的・絶対的に支配した。家長は家族員に対して生殺与奪の自由(生殺権)をもち、家の中の財産もすべて家長に属した。このように家長権は古くは家の中における唯一の権力であったが、後にこれは、子孫に対する家父権 patria potestas、妻に対する夫権などに分解していく。このような分解は、古代ゲルマンの家族などの場合にも同様である。家長権が分解していくと、家長権は、(1)夫婦とその子という小家族の中で家長の有する親権・夫権などの統括的権利の意味に使われたり、(2)小家族内の親権・夫権などとは別個に、それを包括する大家族の家長の有する権利の意味に使われたりするが、(3)必ずしも両者を厳密に区別せず、広く家長の有する前近代的な支配権の意味に使うことが多い。したがって、ローマの家父権を家長権と呼ぶことも少なくない。典型的な家父長制家族においては、家長権は、祖先祭祀(さいし)や家産と結びついて、長男に承継される。しかし長男単独承継は、古代には必ずしも一般的ではなく、中世の封建社会において封と農地の承継に関して一般的となった。かかる家産の包括的承継は、家長権の物質的基礎として、家長権を強化した。しかし、家長権が法的には強大な場合であっても、それを家族のために行使すべきであるという家共同体的な拘束があったから、家長権の実際の発現形態は、家共同体の結合の性格とその強さによって異なってくる。家長権は、近代家族においては、親権と夫権とに完全に分解しつくりして解消する。しかも、親権は未成年の子の保護を目的とする義務的色彩を強くし、また夫権は男女同権

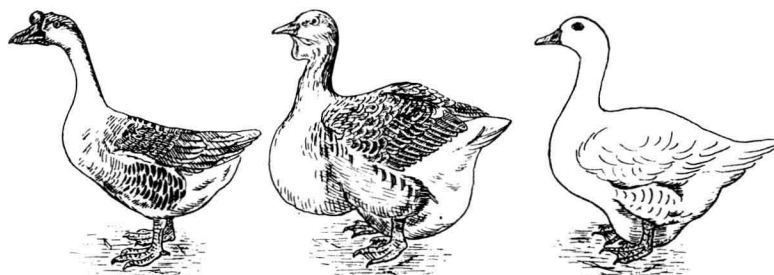
によって消滅するにいたるから、家長権の残存物というべきものも姿を消すことになる。

日本について見れば、明治の民法では、〈家〉の統率者として戸主権をもった戸主があり、戸主権は全財産とともに家督相続によって長男に承継された。この戸主権は、親権と夫権とは別個独立の家長権であった。もっとも民法における戸主権は居所指定権、婚姻と養子縁組に対する同意権、および、それらに伴う離籍権に限られており、それほど強大ではなかったが、親権や夫権がかなり強かったことを合わせて考える必要がある。そして、実生活においては、民法の規定よりはるかに強い家長権が存在していた。1948年の改正民法では〈家〉とともに戸主が廃止され、親権や夫権も改められて、家長権というべきものは民法の上では消滅した。しかし実生活上では、都市における近代家族は別として、農村における前近代的家族において、なお家長権がかなり強く残存している。→家族 →家族制度 (加藤 一郎)

かちょうまい 加徴米 正税(しょうぜい)・官物ないし年貢(ねんぐ)のほかに徴収する米。加徴という言葉はすでに10世紀末に見られる。989年(永祚1)の尾張国郡司・百姓らの解文(げぶん)によれば、当時の国司は管内の農民から反別1斗5升(1升=約1.8斗)から3斗6升くらいの加徴をとっていたといい、荘園でも反別3升ないし5升の加徴を徴収したところがある。鎌倉幕府が1185年(文治1)地頭を設置すると、地頭の中にはその管轄外の土地に加徴を課するものがあった。翌年には厳禁された。地頭の得分として認められたのは、承久の乱(1221)後である。1223年(貞応2)の宣旨によると、新補地頭は一定の給田畑のほかに反別5升の加徴米徴収を認められた。これは正税・官物の中からとることになっているので、官物の少ないところでは手加減をし、1235年(文暦2)には本所当1斗以上の所では5升とし、1斗以下の所では $\frac{1}{2}$ と定められた。江戸時代には地主に対する小作料を加徴と呼んだ地方(山口県大島)もあった。(島田 次郎)

カチンぞく カチン族 北東ビルマ、カチン丘陵地域を主とし、これに接する北東アッサムおよび雲南サルウィン川の西方にも分布するチベット・ビルマ語系の民族で、人種的にはパレモンゴリーデ型。ビルマでは主としてカチン州(約88,000 km², 1967年の人口63万)に住む。

カチン Kachin という名はビルマ人が北東辺境地の種族に与えた名称で、古くは



シナ種

ツールーズ種

エムデン種

ガチョウ3種